横浜特定複合観光施設設置運営事業

募集要項

【修正版：令和３年（2021 年）５月】

令和３年（2021 年）１月
横浜市

目次

第１　はじめに 1

１　はじめに 1
２　設置運営事業の名称 1
３　担当部局 1
４　募集要項等 1
５　根拠法令等 2
６　上位計画等 4
７　事業範囲 6
８　事業期間 7
９　事業方式 7
10　本事業の在り方 8

第２　特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項 10

１　特定複合観光施設区域の整備の意義 10
２　特定複合観光施設区域整備の市の方向性と目標 11

第３　特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項 13

１　特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の土地の概要 13
２　土地の権利関係及びその使用等について 14

第４　特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項 15

１　特定複合観光施設 15
２　ＭＩＣＥ施設（国際会議場施設及び展示等施設） 16
３　魅力増進施設 17
４　送客施設 17
５　宿泊施設 18
６　観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設 19
７　カジノ施設 20
８　設置運営事業者が本事業として実施することが求められる事項 20
９　設置運営事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置 26
10　設置運営事業者に求める費用 28
11　履行保証金等 28
12　事業スケジュール 29

第５　設置運営事業を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項 31

１　設置運営事業予定者の募集及び選定に係る基本的な考え方 31
２　設置運営事業予定者の選定手順及び選定方法 31
３　選定等委員会の附帯意見 32
４　応募者の参加資格要件等 32
５　公募に関する手続き 35
６　設置運営事業予定者選定後の手続 40
７　応募に関する留意事項 41

第６　設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項 44

１　事業実施上の義務 44
２　資産の保有義務等 44
３　設置運営事業者の権利義務等に関する制限及び手続 44
４　設置運営事業者の責任の履行確保の方法 44
５　計画及び報告 46
６　本事業におけるリスク及びその分担の在り方 46
７　本事業の継続が困難となった場合の措置 47
８　事業期間終了時の取扱い 49
９　金融機関又は融資団と市との協議 50
10　ＩＲ区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等 50
11　地域における合意形成 52

第７　カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項 53

１　カジノ事業の収益を活用した滞在型観光を実現するための施策・措置 53
２　設置運営事業者におけるカジノ事業の収益のＩＲ施設の整備・設置運営事業の事業内容の向上・市が実施する施策への協力等への活用の在り方 54
３　認定都道府県等納付金・認定都道府県等入場料納入金 56

第８　カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項 57

１　基本的な考え方 57
２　ギャンブル等依存症対策 57
３　犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持 58
４　青少年の健全育成 58

第９　その他事業の実施に関し必要な事項 60

１　本事業における廉潔性の確保 60
２　本公募の取消し 60
３　情報提供 60

＜資料＞

・　公図（写）

第1 はじめに

1　はじめに

横浜市（以下「市」という。）は、魅力ある都市横浜のさらなる飛躍と将来にわたる横浜市民の豊かな暮らしを目指し、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号）及び特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）（以下「ＩＲ整備法」という。）に基づき、ＩＲを横浜の都心臨海部の街と一体的に整備する横浜イノベーションＩＲ（以下「横浜ＩＲ」という。）の推進に取り組む。

市は、横浜ＩＲの実現に向け、特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）の作成及び国への認定の申請を共同で行い、特定複合観光施設（以下「ＩＲ施設」という。）を設置し、及び運営する事業並びにこれらに附帯する事業（以下「本事業」という。）を行おうとする民間事業者（以下「設置運営事業予定者」という。）を、公募により選定（Request for Proposal。以下「ＲＦＰ」という。）する。

本募集要項は、本公募を実施するに当たり、ＩＲ整備法第５条に基づき国土交通大臣が定める「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）及び横浜特定複合観光施設設置運営事業実施方針（以下「実施方針」という。）等に即して、横浜におけるＩＲ区域の整備の意義や目標、本事業を実施する上で必要となる要件や設置運営事業予定者の選定方法・手続きなどを定めるものである。

本事業に応募する者は本募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出すること。

2　設置運営事業の名称

横浜特定複合観光施設設置運営事業

3　担当部局

市の担当部局は以下のとおりである。

横浜市都市整備局ＩＲ推進室（以下「担当部局」という。）

4　募集要項等

本募集要項及びその添付資料は、以下の①から⑫までの書類（これらに補足資料及び市のホームページへの掲載により公表した質問回答書、その他これらに関して市が開示した書類を加えたものを、以下「募集要項等」という。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される予定である。①から⑪までの書類は、参加資格に係る審査書類（以下「資格審査書類」という。）及び事業提案に係る審査書類（以下「提案審査書類」という。）並びに本事業の実施に係るその他の審査書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件であり、①から⑦までの書類は、ＩＲ整備法第 13 条に定める実施協定（以下「実施協定」という。）締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、設置運営事業予定者の選定に際して公表又は開示する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（参考資料に該当する資料を除く。）も実施協定締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

① 横浜特定複合観光施設設置運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）
② 横浜特定複合観光施設設置運営事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
③ 横浜特定複合観光施設設置運営事業実施協定書（案）（以下「実施協定書（案）」という。）

④　横浜特定複合観光施設設置運営事業事業用定期借地権設定契約書（案）（以下「事業用定期借地権設定契約書（案）」という。）
⑤　横浜特定複合観光施設設置運営事業事業条件書（以下「事業条件書」という。）
⑥　横浜特定複合観光施設設置運営事業モニタリング基本計画(案)（以下「モニタリング基本計画(案)」という。）
⑦　関連資料集
⑧　横浜ＩＲ景観デザインノート～横浜市の考える創造的な景観形成～
⑨　横浜特定複合観光施設設置運営事業設置運営事業予定者選定基準（以下「設置運営事業予定者選定基準」という。）
⑩　横浜特定複合観光施設設置運営事業参加資格審査等手続きに関する様式集及び記載要領（以下「手続きに関する様式集及び記載要領」という。）
⑪　横浜特定複合観光施設設置運営事業提案審査に関する様式集及び記載要領（以下「提案審査に関する様式集及び記載要領」という。）
⑫　参考資料集

５　根拠法令等

本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
なお、本事業の実施に関して、特に留意すべき法律、条例等は次のとおりである。

(1)　法令等

ア　ＩＲ関係
・特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号）
・特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）
・カジノ管理委員会規則（本募集要項公表時点において未規定）

イ　土地利用・建築関係
・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
・都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）
・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
・駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）
・大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
・景観法（平成 16 年法律第 110 号）
・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
・航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
・港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
・屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
・河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
・公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）
・温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）
・公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）

・災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）
・都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
・都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）
・港則法（昭和 23 年法律第 174 号）
・国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）
・海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）
・港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）
・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
・道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
・海上交通安全法(昭和 47 年法律第 115 号）
・津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）
・無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）

ウ　環境関係
・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
・環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）
・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
・循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）

エ　建設工事関係
・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
・高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
・測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
・警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
・電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

オ　その他
・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
・健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
・旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）
・旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）
・借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）
・会社法（平成 17 年法律第 86 号）
・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
・ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

・犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

(2) 横浜市等条例

・横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例（令和 2 年 3 月条例第 1 号）
・横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月条例第 20 号）
・横浜市火災予防条例（昭和 48 年 12 月条例第 70 号）
・横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月条例第 90 号）
・横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成 24 年 12 月条例第 83 号）
・横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成 24 年 12 月条例第 86 号）
・横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成 16 年 3 月条例第 3 号）
・横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（平成 5 年 6 月条例第 35 号）
・横浜市駐車場条例（昭和 38 年 10 月条例第 33 号）
・横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成 30 年 3 月条例第 3 号）
・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 4 年 9 月条例第 44 号）
・横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年 2 月条例第 2 号）
・横浜市屋外広告物条例（平成 23 年 3 月条例第 13 号）
・横浜市港湾施設条例（平成 30 年 10 月条例第 52 号）
・横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和 40 年 7 月条例第 34 号）
・横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 7 年 3 月条例第 17 号）
・横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月条例第 46 号）
・横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
・横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月条例第 1 号）
・神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月条例第 75 号）
・横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
・神奈川県青少年保護育成条例（昭和 30 年 1 月条例第 1 号）
・横浜市震災対策条例（平成 25 年 2 月条例第 4 号）
・緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月条例第 47 号）
・横浜市中小企業振興基本条例（平成 22 年 3 月条例第 9 号）
・横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月条例第 58 号）
・横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月条例第 12 号）
・横浜市下水道条例（昭和 48 年 6 月条例第 37 号）
・横浜市港湾環境整備負担金条例（昭和 55 年 3 月条例第 8 号）

６ 上位計画等

本事業の実施に当たっては、関係する上位計画等を踏まえること。
なお、特に留意すべき上位計画等は次のとおりである。

・横浜ＩＲ（統合型リゾート）の方向性
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/houkousei.html
・横浜市基本構想（長期ビジョン）
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/koso/koso_honbun.html
・横浜市中期４か年計画（2018～2021）
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2018-2021/chuki2018-.html

・横浜市 SDGs 未来都市計画
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/futurecity/sdgs/sdgsfuturecity.html
・横浜市強靭化地域計画
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/kyoujinka/resilience.html
・横浜市都心臨海部再生マスタープラン
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/toshinmp/toshinmpsakutei.html
・横浜市山下ふ頭開発基本計画
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/yamashita/saikaihatsu.html
・美しい港の景観形成構想
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/keikanchosei/bikou/bikoukousou.html
・横浜港港湾計画
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/k-26keikaku.html
・横浜港国際旅客船拠点形成計画
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/torikumi/kyotenkeisei.html
・横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/hoshin/seikaihokaitei.html
・横浜国際港都建設計画都市再開発の方針
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/hoshin/seikaihokaitei.html
・横浜国際港都建設計画防災街区整備方針
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/hoshin/seikaihokaitei.html
・都市再生緊急整備地域・特定都市再生緊急整備地域　地域整備方針
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/toshisaisei/toshisaisei.html
・横浜市都市計画マスタープラン全体構想
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/plan/kaitei/kaitei.html
・横浜市都市計画マスタープラン・中区プラン
https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/10toshimasu.html
・関内・関外地区活性化ビジョン
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/toshin/kannaikangai/vision.html
・横浜市防災計画
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosaikeikaku/shishin/keikaku/
・横浜市地球温暖化対策実行計画
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/jikkou/keikaku/plan.html
・横浜市多文化共生まちづくり指針
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/kyosei/machishishin.html

・横浜市環境管理計画
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/emp/kanri.html
・横浜市水と緑の基本計画
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/mizutomidori.html
・ヨコハマ３Ｒ夢プラン（一般廃棄物処理基本計画）
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/shigen/sonota/hoshin/3r-plan/plan.html
・横浜都市交通計画
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/plan/plan.html
・横浜市無電柱化推進計画
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/jigyo_kikaku/doroseibi/mudenchuka.html
・横浜市景観計画
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/keikanchosei/keikanseido/keikaku.html
・明日の日本を支える観光ビジョン―世界が訪れたくなる日本へ―
https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics01_000205.html
・ユニバーサルデザイン 2020 行動計画
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/udsuisin/index.html
・神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）（本募集要項公表時点において未規定）
・横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）（本募集要項公表時点において未規定）

7　事業範囲

本事業を行う民間事業者（ＩＲ整備法第９条第 11 項に規定される区域整備計画の認定（同法第 11 条第１項の規定による変更の認定を含む）を受けた設置運営事業者をいう。以下「設置運営事業者」という。）は、同法第２条第３項に定める設置運営事業を自らの責任と費用負担により、実施する。

また、設置運営事業者は、事業期間中（第１－８－(2)に規定する事業期間をいう。第１－８－(3)の規定により事業期間が延長された場合は当該延長期間を含む。以下同じ。）、本事業に係る業務のうち、国の定めるＩＲ整備法、関係政省令及び基本方針並びにカジノ管理委員会が定めるカジノ管理委員会規則等（以下「ＩＲ関係法令等」という。）により第三者への委託又は請負が禁止されていない業務については、ＩＲ関係法令等及び実施協定に定める所定の手続を経た上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

応募者（第５－２－(2)-アに規定する応募者をいう。以下同じ。）は、ＲＦＰに当たって、本書等に示す事項及び基準・要件等に従い、自らが実施する事業及び取組等の実施内容を提案しなければならない。また、応募者は、上位計画等、特に「横浜ＩＲ（統合型リゾート）の方向性」に基づき、これをより具体化する視点で提案を行う必要がある。

市は、設置運営事業予定者として選定された応募者が公募時に提案した内容を踏まえて、実施協定及び区域整備計画等に設置運営事業者の実施義務を定めることとする。

なお、本事業を行う上で設置運営事業者が遵守すべき制限・手続を含む、本事業における詳細な実施条件については、第３、第４及び第６から第８に記載のほか、事業条件書、実施協定書（案）、事業用定期借地権設定契約書（案）及びモニタリング基本計画（案）において示す。

８　事業期間

(1)　基本的な考え方

日本型ＩＲは、観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を図る観点から、長期間にわたって、安定的で継続的なＩＲの運営が確保されることが極めて重要な前提条件である。

また、これまでにないスケールとクオリティを有する施設・機能が求められており、過去の我が国の民間投資や海外のＩＲと比しても最大規模の投資が期待される。このような大規模な民間投資を実現するためには、施設の耐用年数、投資の回収期間を踏まえ長期の事業期間を前提とすることが必須である。

(2)　事業期間

事業期間は、実施協定の発効日から、ＩＲ整備法第９条第 11 項に基づく区域整備計画の認定日（以下「区域認定日」という。）の 35 年後の応当日の前日まで（第１－８－(3)の規定により事業期間が延長された場合は当該延長期間の終了日まで）とする。

(3)　事業期間の延長

設置運営事業者は、事業期間の満了に当たって事業期間の延長を申し出ることができる。

延長の申し出がなされた場合、市は、設置運営事業が、市や周辺地域、ひいては日本の持続的な経済成長へ寄与しているか、市民の豊かで安全・安心な生活基盤を支持しているか等、ＩＲに期待されている効果が十分発揮されているか、また、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が適切に実施されているか等を評価するとともに、ＩＲが長期の事業期間を前提とした施策であることを十分踏まえ、対応を検討するものとし、事業期間の延長を行う場合、市及び設置運営事業者は、期間及び条件等について協議を行うものとする。

なお、事業期間の延長期間は原則として 30 年間とするが、市及び設置運営事業者の合意により、これを伸縮することができる。

９　事業方式

本事業の基本的な枠組みは、以下のとおりである。

(1)　本事業は、ＩＲ整備法第２条第３項に基づく設置運営事業として実施するものであり、同法第 15 条第２項に定めるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため国及び市が実施する施策及び措置への協力並びに、同条第３項のカジノ事業の収益を活用したＩＲ施設の整備その他設置運営事業の事業内容の向上及び市が実施する同法第９条第 11 項の認定を受けた区域整備計画（以下「認定区域整備計画」という。）に関する施策への協力を含むものである。

なお、同法第２条第５項に定める施設供用事業については、市として認めない。

(2)　市は、国が定める基本方針に即して実施方針を定めた後、設置運営事業予定者を公募の方法により選定し、決定する。

(3)　市は、本事業を円滑に開始するために市及び設置運営事業予定者が負うべき責務及び必要な諸手続き等を定めた基本協定（以下「基本協定」という。）を設置運営事業予定者との間で締結する。

(4)　市は、設置運営事業予定者と共同して、区域整備計画を作成し、国への認定申請を行う。

(5)　市及び設置運営事業者は、国の区域整備計画の認定を受けた後、共同して、国土交通大臣に対し、ＩＲ整備法第 13 条第２項に基づく実施協定の締結に関する認可申請を行い、当該認可が得られた場合、速やかに実施協定を締結する。また、設置運営事業者は、国への実施

協定の締結に関する認可申請までに、会社法に規定する株式会社であり、かつ、専ら本事業の遂行を目的とするＳＰＣを設立する。

なお、市は、ＩＲ区域内の土地について、設置運営事業者に対する借地借家法第 23 条に基づく事業用定期借地権の設定による土地使用権原の付与等を想定している。

(6) 設置運営事業者は、自らの責任と負担により、必要となる許認可等を取得するとともに、認定区域整備計画及び実施協定等に従い本事業を実施する。

(7) 市及び設置運営事業者は、認定区域整備計画の更新に当たり、相互に協力し共同して更新後の区域整備計画の作成及び国土交通大臣への更新の認定の申請を行うとともに、かかる更新に必要な手続を行う。

10 本事業の在り方

(1) 基本的な考え方

カジノ事業を含むＩＲ事業は、カジノ事業の収益を活用して、ＩＲ区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するという公益目的の実現のために、特別に認められるものである。

そのため、本事業には、運営主体となる設置運営事業者の全般的かつ強固なコンプライアンスの確保を前提とし、カジノ事業の収益を十分に活用したＩＲ区域の魅力向上の取組に加え、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を徹底的に行うことが求められる。

(2) 本事業の一体性

公益目的の実現のために認められるものである設置運営事業において、カジノ事業の収益を公益目的に確実に還元するための一体性が求められる。そのため、本事業は一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われるものでなければならない。また、カジノ事業を自ら運営しない民間事業者が設置運営事業者になることは認められず、設置運営事業者はＩＲ施設を構成する全ての施設を一体として所有することが求められる。

本事業の実施に当たっては、一の設置運営事業者による一体的な経営が原則となるが、設置運営事業者は、経営の一体性を損なわない範囲で、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から、経営判断を設置運営事業者に留保した上で第三者にカジノ事業以外の本事業について業務委託やテナントへの入居契約を行うことが可能である。

なお、設置運営事業者は、本事業以外の事業の兼業が禁止されているが、本事業の範囲としては、ＩＲ施設を設置し、及び運営する事業に加え、それを支えるものとして、附帯事業が認められる。例えば、附帯事業として、ＩＲ区域の内外にかかわらず、利用者の利便性の確保に必要なもの等を想定している。

(3) 設置運営事業者の廉潔性確保

設置運営事業者は、全般的かつ強固なコンプライアンスの確保に取り組むことが必要であり、カジノ事業の免許を受けるまでに進める準備（ＩＲ施設の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用・教育等）の段階から、その役員、株主等、従業員、契約の相手方等について反社会的勢力の排除の徹底に取り組むこと。なお、設置運営事業者は、本事業を実施する上で、カジノ事業の免許を申請することになるため、あらかじめカジノ事業に係るＩＲ整備法の株主等に関する規制を踏まえた定款の作成等を行うこと。

(4)　本事業を安定的・継続的かつ安全に運営できる能力及び体制

本事業を継続的かつ安全に運営できる能力と体制を保持するために、以下の要件を満たすこと。

ア　設置運営事業者が事業を確実に遂行できる能力を有すると認められるとともに、構成する企業等の間での役割分担と連携が適切に行われること。

イ　不測の事態において業績が悪化した場合にも適切に対応し、長期的に事業を継続できるよう、財務面からみて安定的であること。

ウ　本事業の社会的責任と公共的使命を認識し、業務の健全性及び適切性を確保するために、全般的かつ強固なコンプライアンス体制が構築されていること。

エ　防災・減災のための取組並びにＩＲ区域及びＩＲ施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害・感染症その他のリスク事象について、実効性のあるＢＣＰを備え、対応すること。また、損害に備えた保険の付保等が適切に講じられること。

オ　ＩＲ区域の整備について、地域における十分な合意形成がなされており、本事業を長期間かつ安定的に継続していくために不可欠な地域における良好な関係が構築されていること。

第２ 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項

１　特定複合観光施設区域の整備の意義

横浜は、1859 年の開港を機に、海外諸国との交易の玄関口となり、近代日本の成長をけん引する国際的な港湾都市として目覚ましい発展を遂げてきた。その後の震災や戦災など横浜の５重苦と言われた困難な状況においても、個性ある自立都市を目指す熱意と気概を持ち、人口 375 万人の我が国最大の基礎自治体として成長してきた。

一方、人口が減少局面に転じる等大きな転換期を迎え、生産年齢人口の減少や老年人口の増加、これらに伴う消費や税収の減少による経済活力の低下や厳しい財政状況等、これまでに経験したことのない社会状況を迎えることが見込まれている。

また、横浜港は、開港以来、国際貿易港として日本の近代化をけん引し、日本の高度経済成長期を支えてきた。なかでも、山下ふ頭は横浜港を支える主力ふ頭として大きな役割を果たしてきたが、完成から 50 年以上を経過し、施設の老朽化や貨物のコンテナ化などの物流環境の変化に伴い、果たすべき役割を見直す時期に来ていた。

そこで市は、平成 27 年に「世界が注目し、横浜が目的地となる都心臨海部にふさわしい新たな魅力創出」に向け、新たな横浜のシンボルとなる大規模集客施設の導入や世界が注目するエンターテイメント、横浜港の良好な景観と周辺の観光資源等を生かした人々が楽しみ、滞在するリゾート空間の形成等を通じて「ハーバーリゾートの形成」を目指す「横浜市山下ふ頭開発基本計画」を策定した。

このような状況の中で国は、これまでにないスケールとクオリティを有するＭＩＣＥ施設やラグジュアリーなホテル、我が国の魅力を世界に発信・紹介する施設など観光振興に寄与する諸施設と収益面での原動力となる健全に管理されたカジノ施設が一体となった統合型リゾートを、民間事業者が一体的に設置・運営することにより、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的としてＩＲ整備法を整備した。

ＩＲ整備法は、民間活力を最大限に活用し、公的負担を最小限にしながら、「横浜市山下ふ頭開発基本計画」が掲げる「ハーバーリゾートの形成」を実現する有効な手法であると同時に、大規模な民間投資や経済波及効果、雇用創出効果など、これまでにない経済的社会的効果が見込まれ、市の抱える諸課題の解決に有効な手法であると考えられた。

また、ＩＲを構成する施設の一つであるカジノに起因する治安悪化や依存症などの有害な影響に対しても、世界最高水準とされる規制が盛り込まれ、さらには、ＩＲ整備法の検討を契機として、ギャンブル等依存症対策基本法が整備され、国、県、関係団体、事業者等と連携・協力して、より本格的に依存症対策に取り組む環境が整ってきた。

横浜は、我が国でも有数の人口・経済規模を有し、陸海空の交通アクセスに優れ、海外への玄関口としての十分な機能を備えている。また、山下ふ頭を含む都心臨海部は、開港からの歴史や文化が残る関内・関外地区や、新たなまちづくりが進むみなとみらい２１地区、美しい港の風景や緑あふれる水際線など、横浜の魅力が集積しており、世界最高水準のＩＲを実現させるためのポテンシャルを有している。これらのポテンシャルを生かして、世界最高水準のＩＲを実現し、横浜の観光・経済にイノベーションをもたらすことで、“横浜を世界から選ばれるデスティネーション”に導いていく。

治安や依存症など市民の不安に対しては、国、県、公安委員会、関係団体、事業者等と連携・協力し、取り組む。また、台風や高潮、地震・津波等の自然災害に対しては、ハード・ソフト両面の防災・減災対策の充実。加えて、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた、新しい生活様式やデジタル技術の活用等の時代の要請を先取りするポストコロナ仕様のＩＲとして、安全・安心と経済再生を両立する新しい事業モデルの創出に取り組み、“安全・安心対策の横浜モデル”を構築する。

これらにより、長期間にわたって安定的で継続的な「横浜ＩＲ」の実現、ひいては「魅力ある都市横浜のさらなる飛躍」と「将来にわたる横浜市民の豊かな暮らし」を確実なものとする。

日本型ＩＲの実現は、日本を観光先進国に押し上げ、経済成長を推し進めるグローバル化政策であり、現代の新たな開港である。「日本初のＩＲ」を開港の地である横浜において実現し、「横浜ＩＲ」から世界に、日本の観光の魅力を発信するとともに、日本観光の新たなゴールデンルートを構築し、横浜をゲートウェイとして世界各国から日本を訪れるインバウンドを、全国の魅力ある観光地に送客していく。もって、2030 年に外国人訪問者数 6,000 万人、外国人消費額 15 兆円を目標に掲げる我が国の成長戦略に寄与するとともに、日本の持続的な経済成長に貢献する。

２　特定複合観光施設区域整備の市の方向性と目標

(1)　市の基本コンセプト

「横浜ＩＲ」では、世界水準のＭＩＣＥ施設、ホテル、エンターテイメントや最先端のテクノロジー（技術）を駆使した未来の街のショーケースを、これまで築き上げてきた横浜都心臨海部の街の魅力や資源と一体的に整備し、融合していくことで、相乗効果を最大限に発揮するとともに、新たな魅力・資源をハイブリッド（混成）に創造し、横浜の観光・経済にイノベーション（革新）をもたらしていく。

そして、横浜都心臨海部がこれからも、横浜市民の憩いの場であるとともに、横浜が世界から選ばれる「デスティネーション（目的地）」となることを目指す。

コンセプトを実現する方向性は、次のとおり。

【方向性１：世界最高水準のＩＲを実現】

ビジネスからレジャーまで、大人から子どもまで、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しめる非日常的で印象的な空間を有する都市型リゾートを目指し、世界の人々が日本に行ってみよう！日本に行くなら横浜に行ってみよう！と思う、世界最高水準のＩＲを実現する。

また、周辺地域と一体的に観光振興を推進するとともに、「横浜ＩＲ」から市内・県内はもとより日本各地の魅力を発信し、送客することができる日本のゲートウェイ（玄関口）を目指す。

【方向性２：都心臨海部との融合】

横浜の都心臨海部には、開港以来の歴史や文化、美しい港の風景や水際を身近に感じられる都市空間など、これまでのまちづくりで築かれてきた豊富な魅力や資源がある。

最先端のテクノロジー（技術）を駆使したスマートシティ、環境、防災、ユニバーサルデザイン等「未来の街のショーケース」として「横浜ＩＲ」を、都心臨海部の既存の街と一体的に整備し、21 世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観形成を実現するとともに、街の魅力や資源と融合していく。

もって、日本における新たな開港の地として世界各国の人々を迎え入れ、もてなす、世界から選ばれるデスティネーション（目的地）を実現する。

【方向性３：オール横浜で観光・経済にイノベーションを】

「横浜ＩＲ」と株式会社横浜国際平和会議場（以下「パシフィコ横浜」という。）、公益財団法人横浜観光コンベンションビューロー（以下「ＹＣＶＢ」という。）、観光関連事業者、市等とのコラボレーションにより、オール横浜で観光ＭＩＣＥ推進体制を構築し、国際観光・ＭＩＣＥ都市、文化芸術創造都市として、横浜の新たな魅力・資源を創造するとともに、その相乗効果により、横浜の観光・経済にイノベーション（革新）をもたらし、横浜を世界から選ばれるデスティネーション（目的地）へと導く。

また、その効果を都心臨海部はもとより、横浜市域全体、さらには日本各地に拡げていく。

【方向性４：安全・安心対策の横浜モデルの構築】

ＩＲには、構成する施設の一つであるカジノに起因する治安や依存症などの市民の懸念や不安がある。

これらに対し、入場回数制限、自己・家族による入場制限、広告規制、徹底した背面調査など、世界最高水準といわれるＩＲ整備法に基づく対策に加え、警察と連携した防犯体制の強化、訓練された従業員による巡回や声掛け、ファミリー層等の主動線とは分離されたカジノ施設の適正な配置計画やデザインなど、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除に徹底して取り組む。

併せて、防災・減災対策の充実により、自然災害に対して防災性の高いエリアを実現するとともに、新型コロナウイルス・新型インフルエンザなどの感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組を適切に講じ、誰もが安心して「横浜ＩＲ」に訪れられるよう、「安全・安心対策の横浜モデル」を構築する。

(2)　市の想定する目標

「横浜ＩＲ」は、観光先進国の実現に向けた日本型ＩＲの整備の意義を十分に踏まえ、横浜において世界最高水準のＩＲを、都心臨海部と一体的に整備・融合し、観光・経済にイノベーション（革新）をもたらすことで、横浜を「世界から選ばれるデスティネーション（目的地）」へ導き、“魅力ある都市横浜のさらなる飛躍”と“将来にわたる横浜市民の豊かな暮らし”を確かなものとする。さらに、日本各地の魅力や文化を世界に発信し、日本のゲートウェイ（玄関口）として、来訪客を横浜市内、神奈川県内はもとより、日本各地の魅力ある観光地に送客する。もって、我が国の観光・経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目標とする。

ア　世界から選ばれるデスティネーション《目的地》へ

世界各国からの幅広い客層が楽しめ、何度でもリピーターとして訪れたくなる世界最高水準のＩＲを横浜都心臨海部に一体的に整備し、融合させることで、横浜の観光・経済にイノベーション（革新）をもたらし、横浜を 21 世紀の日本における新たな開港の地として世界各国の人々を迎え入れ、もてなす、「世界から選ばれるデスティネーション（目的地）」へと導く。

もって、国の観光戦略における 2030 年の訪日外国人旅行者数 6,000 万人、訪日外国人旅行消費額 15 兆円達成に寄与することを目標とする。

イ　アジアを代表するＭＩＣＥ都市横浜の実現

これまでにないスケールとクオリティを有する世界水準のＭＩＣＥ施設とパシフィコ横浜等の既存施設、ＹＣＶＢ、観光関連事業者、市等とのコラボレーションにより、オール横浜での観光ＭＩＣＥ推進体制を構築し、アジアを代表するＭＩＣＥ都市横浜を実現する。

これまでにないような国際的な会議や世界規模の見本市等を展開するとともに、横浜の地域特性であるＩｏＴ等の新産業とＭＩＣＥの融合によって、新たな国際的なビジネスイベントの誘致を図り、世界中から観光客・会議参加者等を誘客し、国のＭＩＣＥ開催件数の増加に寄与する。

併せて、ＭＩＣＥのレガシー効果による新たなサービス、ビジネス、産業等の創出を通じて、横浜の観光・経済にイノベーション（革新）をもたらし、国の経済成長に貢献することを目標とする。

ウ　日本のゲートウェイ《玄関口》へ

世界と国内各地をつなぐ交流のハブとして、「横浜ＩＲ」が日本のゲートウェイ（玄関口）となるため、陸海空の多様な移動手段を確保するとともに、その起点となるターミナル機能等を整備する。また、国内外からの来訪者に、日本の伝統文化や豊かな自然等、各地の観光の魅力について、最先端のテクノロジー（技術）等を用いてショーケースとして紹介・発信するとともに、利用者の旅行ニーズに応じた必要なサービスのワンストップ化や、スムーズな送客を実現する。

これらに加え、市や関係団体等とともに、日本各地の観光地（自治体、ＤＭＯ（※）等）と連携・協力することで、各地の魅力的な観光資源を繋げ、我が国の新たなゴールデンルートを構築し、滞在型観光の実現に寄与することを目標とする。

※　観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人。

第３ 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項

１　特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の土地の概要

本事業においてＩＲ区域を整備しようとする区域（以下、「ＩＲ予定区域」という。）の位置、規模、土地の概要は図表１～３に示すとおりである。

【図表１　ＩＲ予定区域「山下ふ頭」の位置図（広域図）】

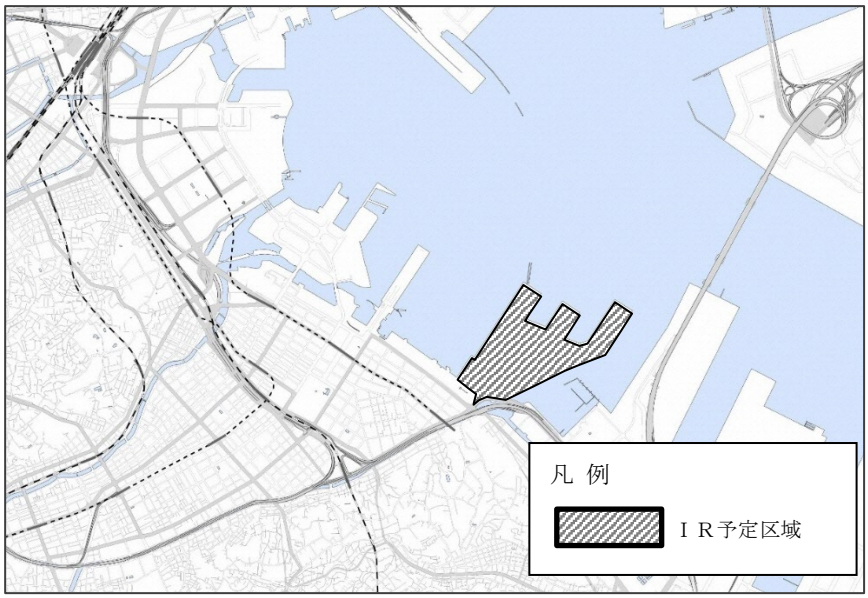

【図表２　ＩＲ予定区域「山下ふ頭」の位置図（周辺図）】

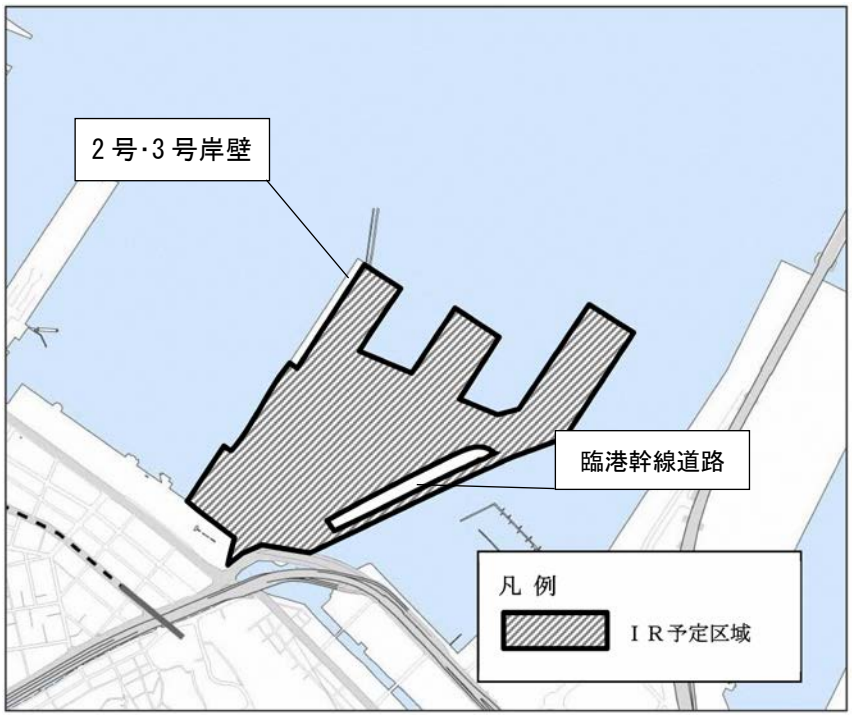

【図表３　ＩＲ予定区域「山下ふ頭」の土地の概要（現状）】

土地の概要（※１）		
	所在地	横浜市中区山下町 277-1 ほか
	所有者	横浜市、国、民間
	土地の面積	約 43ha（※２）
都市計画等に基づく制限（※３）		
	都市計画区域	市街化区域
	用途地域	商業地域
	容積率	400%
	建蔽率	80%
	高度地区	最高限第７種高度地区（最高限 31m）
	防火地域・準防火地域	準防火地域
	臨港地区	臨港地区（分区：商港区）
下水道		排水区域外（※４）
その他		都市再生緊急整備地域・特定都市再生緊急整備地域

詳細については、事業条件書において示す。

※１　水際の土地の一部には、護岸等の工作物が定着しており、土地とともに貸し付けることを予定している。
※２　区域や面積については、変動することがある。
※３　必要に応じて、土地利用規制を見直すことを予定している。
※４　下水は、汚水のみの受入れを予定している。その受入量については、協議の上、対応を決定することとする。

２　土地の権利関係及びその使用等について

(1)　土地等の権利関係等について

ＩＲ予定区域内の土地は、現在、市有地、国有地及び民有地で構成されている。また、区域内の一部では、現在も港湾法上の港湾施設をはじめとした建物等（倉庫等）が立地し操業を行っている。

市は、ＩＲ予定区域内の土地について、本事業の用に供するため、事業期間中、設置運営事業者が使用できるよう、土地所有者や建物等所有者等と協議する等必要な準備を進めていく。詳細については、事業条件書において示す。

(2)　設置運営事業者との土地の契約方法等

ＩＲ予定区域内の土地について、市は、設置運営事業者に対する借地借家法第 23 条に基づく事業用定期借地権の設定による土地使用権原の付与等を想定し、土地所有者等と協議を進める等必要な準備を進めていく。

賃貸借期間は、土地の引渡日から区域認定日の 35 年後の応当日の前日までとし、貸付料は、横浜市財産評価審議会の答申価格をもって決定することを想定している。詳細については、事業用定期借地権設定契約書（案）において示す。

第４ 特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項

１　特定複合観光施設

(1)　特定複合観光施設の定義と要件

ア　ＩＲ施設の定義

ＩＲ施設は、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設及びカジノ施設（以下、個別に又は総称して「中核施設」という。）から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営される観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設（以下「来訪及び滞在促進寄与施設」という。）を含む。）であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営される（ＩＲ整備法第２条第１項）。

イ　ＩＲ施設の設置及び運営における要件

設置運営事業者は、ＩＲ関係法令等に従うほか、本事業の趣旨を踏まえ、以下第４－１－(3)以降の基準・要件等を満たしたうえで、自らの創意工夫とノウハウを最大限生かし、本事業を実施する。

(2)　ＩＲ施設に関して本募集要項等で使用する用語とＩＲ整備法上の位置付け

ＩＲ施設に関して本募集要項等で使用する用語とＩＲ整備法上の位置付けとの関係は、図表４のとおりである。

【図表４　ＩＲ施設】

	本募集要項等で使用する用語		ＩＲ整備法上の位置付け
①	ＭＩＣＥ施設	国際会議場施設	第２条第１項第１号
②		展示等施設	第２条第１項第２号
③	魅力増進施設		第２条第１項第３号
④	送客施設		第２条第１項第４号
⑤	宿泊施設		第２条第１項第５号
⑥	来訪及び滞在促進寄与施設		第２条第１項第６号
⑦	カジノ施設		第２条第 10 項

（図表４に関する注記事項）

※　ＭＩＣＥ施設は、ＩＲ整備法第２条第１項第１号に定める「国際会議場施設」及び同項第２号に定める「展示等施設」を総称する場合の用語とする。

※　ＩＲ施設として認められるためには、図表４の①から⑤まで及び⑦の施設が専らそれぞれの機能を発揮するものとして整備される必要がある。このため、①から⑤まで及び⑦の施設について、１つの施設が各施設の機能を兼用することは認められず、それぞれ整備することが必要である。

(3)　ＩＲ施設に関して求める要件

ア　来訪者を引き付ける建築デザイン、圧倒的な非日常を演出するとともに、ＳＤＧｓ達成に向け、ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード等の観点から世界の最先端であり、模範となることを前提に、高度化・多様化するあらゆるニーズに対応可能な施設及びサービスなど、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する世界最高水準のＩＲ施設であること。

イ　最先端のテクノロジー（技術）を駆使したスマートシティ、環境、防災、ユニバーサルデザイン等「未来の街のショーケース」を、都心臨海部の既存の街と一体的に整備し、21 世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観形成を実現すること。

ウ　ＩＲを構成する施設の一つであるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置へ徹底的に取り組むとともに、自然災害や感染症等に対して、ハード・ソフト両面で適切な対策を講じ、誰もが安心して「横浜ＩＲ」を訪れられるよう、「安全・安心対策の横浜モデル」を構築すること。

２　ＭＩＣＥ施設（国際会議場施設及び展示等施設）

(1)　ＩＲ整備法における国際会議場施設及び展示等施設の定義

ア　国際会議場施設

国際会議場施設とは、国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設であって、特定複合観光施設区域整備法施行令（平成 31 年政令第 72 号。以下「ＩＲ整備法施行令」という。）で定める基準に適合するものをいう（ＩＲ整備法第２条第１項第１号）。

イ　展示等施設

展示等施設とは、国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設であって、ＩＲ整備法施行令で定める基準に適合するものをいう（ＩＲ整備法第２条第１項第２号）。

(2)　ＩＲ整備法施行令で定めるＭＩＣＥ施設の条件

ＩＲ整備法施行令第１条及び第２条は、国際会議及び展示会等の規模に応じ、３つのカテゴリーに分類している。ＩＲ整備法施行令が定めるＭＩＣＥ施設の要件は図表５に記載のとおりである。

【図表５　ＩＲ整備法施行令が求めるＭＩＣＥ施設の要件】

	国際会議場施設		展示等施設
	最大の会議室収容人数	施設全体の収容人数	
①	1,000 人以上～3,000 人未満	2,000 人以上～6,000 人未満	12 万㎡以上
②	3,000 人以上～6,000 人未満	6,000 人以上～12,000 人未満	6 万㎡以上
③	6,000 人以上	12,000 人以上	2 万㎡以上

(3)　ＭＩＣＥ施設の規模・要件

ア　政府系国際会議、大型の国際的な会議や展示会など世界水準の高度なＭＩＣＥの需要に対応可能な、国際競争力の高い優れたスケールとクオリティを有すること。

イ　日本最大級の複合ＭＩＣＥ施設である「パシフィコ横浜」とのコラボレーションにより、アジアを代表するＭＩＣＥ都市横浜を実現するため、市は、図表５の①又は②の施設規模を求める。

ウ　市、パシフィコ横浜、ＹＣＶＢ等との連携により、オール横浜での観光ＭＩＣＥ推進体制を構築し、強固な連携を図るとともに、実績と知見を生かして世界水準のＭＩＣＥの牽引役を担うこと。更に、国内外のＭＩＣＥ関連事業者等と連携し、これまでにない規模で外国人ビジネス客の来訪に繋がる新たな国際会議や展示会等を誘致・展開することで、アジアを代表するＭＩＣＥ都市横浜を実現し、横浜の都市ブランドを高めること。

エ　横浜の産業特性である、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、ＩｏＴ等を生かして、国際的なＭＩＣＥのビジネスイベントを誘致するとともに、ビジネス機会やイノベーションの創出等、ＭＩＣＥのレガシー効果を引き出し、地域全体の生産性向上、横浜経済の活性化に貢献すること。

オ　大小様々な規模、スポーツやコンサート等の多様な用途へフレキシブルな対応を可能とするとともに、リアルとオンラインのハイブリッド等に対応できる最先端で高利便な付帯設備・機能を導入すること。

カ　感染症等の予防・拡大防止の観点から、空調換気設備や身体的距離を確保できる施設計画、感染リスクを低減する日常の清掃・消毒などの衛生管理、熱センサーなどによる検温、従業員の健康管理、必要物品の備蓄など、万全の対策に努めること。

キ　横浜ならではの魅力的な港の景観を生かすとともに、レイアウトに創意工夫を凝らし、屋外や様々な施設でのビジネスイベント等を企画運営（ユニークベニュー、インセンティブツアー等）すること。

３　魅力増進施設

(1)　ＩＲ整備法等における魅力増進施設の定義

魅力増進施設とは、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であって、ＩＲ整備法施行令で定めるものをいう（ＩＲ整備法第２条第１項第３号）。具体的には、我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストラン等が例として示されている（ＩＲ整備法施行令第３条）。

(2)　魅力増進施設の要件

ア　歌舞伎、落語、相撲、和食等の我が国の伝統文化や歴史、芸術、四季折々の自然、アニメ・ゲームなどのポップカルチャー等の様々な魅力を、最先端のテクノロジー（技術）を活用するとともに、展示、鑑賞、体験、販売、消費など、あらゆる手法により、世界に向けて発信すること。また、我が国の魅力を世界に発信するとともに、日本人にとっても我が国の魅力の再発見につながるものであること。

イ　来訪者のニーズを的確にとらえ、リピーターを確保していくため、既存コンテンツの磨き上げや、新しい発信手法や最先端のテクノロジー（技術）との融合により、これまでにないクオリティの新規コンテンツ開発に取り組み、継続的に集客力を維持すること。

ウ　多様化する来訪者のニーズに配慮し、情報発信や表現方法、エンターテイメント性に工夫を行うとともに、幅広く選択可能なコンテンツを用意し、来訪者が快適に日本の魅力を感じることができる施設を設置及び運営すること。

エ　日本各地への広域観光を実現するため、送客施設との円滑な連携を実現すること。

４　送客施設

(1)　ＩＲ整備法における送客施設の定義

送客施設とは、我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であって、ＩＲ整備法施行令で定める基準に適合するものをいう（ＩＲ整備法第２条第１項第４号）。

(2)　送客施設の要件

ア　日本各地の観光の魅力（伝統、文化、歴史、自然等）や旅行者に必要な情報を、利用者のニーズに応じ、食や体験、最先端のテクノロジー（技術）等を活用した臨場感あふれる効果的な手法で紹介・発信するショーケース機能を有すること。

イ　日本の魅力を深く広く知ってもらい、訪日旅行のリピーターとなってもらうため、各地の魅力に触れ・巡る、ストーリー性のあるツアーや、食やスポーツなどの体験メニュー等を企画・提案するとともに、予約・荷物の運送・決済等の必要なサービスを中核施設等と連動し、ワンストップで行うコンシェルジュ機能を有すること。

ウ　横浜をゲートウェイとした日本観光の新たなゴールデンルートを構築するため、横浜ＩＲから周辺地域、横浜郊外部、神奈川県内、さらには日本各地への周遊・回遊ルートを開発すること。なお、観光情報の収集・紹介・発信やツアー等の企画においては、市や周辺地域の観光関連団体・事業者等や日本各地の観光地（自治体、ＤＭＯ等）と連携すること。

エ　ア～ウの要件を満たすとともに、横浜ＩＲにより増加が見込まれる国内外の観光客に十分対応できる規模で、英語を含む多言語対応が可能な施設を設置及び運営し、世界中から訪れる観光客を快適かつ円滑に日本各地へ送客し、「開港の地」横浜に日本観光のゲートウェイを構築すること。

５　宿泊施設

(1)　ＩＲ整備法等における宿泊施設の定義等

宿泊施設は、利用者の需要の高度化及び多様化に対応し、新たな需要を創出する宿泊施設であって、ＩＲ整備法施行令で定める基準に適合するものをいう（ＩＲ整備法第２条第１項第５号）。宿泊施設は以下の要件を満たすものでなければならない。

ア　全ての客室の床面積の合計がおおむね 10 万㎡以上であること（ＩＲ整備法施行令第５条第１項第１号）。

イ　次に掲げる事項が、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものであること（ＩＲ整備法施行令第５条第１項第２号）。

(ｱ)　客室のうち最小のものの床面積
(ｲ)　独立的に区画されたそれぞれ一以上の居間及び寝室を有する客室（以下「スイートルーム」という。）のうち最小のものの床面積
(ｳ)　客室の総数に占めるスイートルームの割合

(2)　宿泊施設の要件

ア　世界からの来訪者を魅了し、滞在を長期化させる世界水準の施設や飲食サービス・その他付帯サービスが提供されるとともに、施設建築物自体がアイコニック（※）で、それ自体が横浜ＩＲへの宿泊需要を喚起すること。

※見た人誰もが横浜を思い浮かべられるような象徴的なデザイン。

イ　ビジネス客、ファミリー層、富裕層、長期滞在者など、多様化及び高度化する国内外からの宿泊需要に対応するため、国際競争力を有する５つ星ホテル等最高級ブランドを含む複数の宿泊施設であり、合計 3,000 室以上の室数とすること。

ウ　美しい横浜の港の風景や富士山等が望める立地・眺望、日本の四季や自然が感じられる滞在環境、おもてなしの精神によるきめ細やかで上質なサービスの提供を通じ、他のリゾートでは味わうことのできない、非日常的かつ居心地の良い滞在空間を創出すること。

エ　来訪者の多様性（障害の有無、年齢、性別、人種、言語等）に配慮するとともに、世界の富裕層が満足する最高水準のホスピタリティサービスを提供できる人材の確保・育成を行うこと。

６　観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設

(1)　観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の位置付け

来訪及び滞在促進寄与施設は、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設のいずれにも該当しない施設であって、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設であり、ＩＲ関係法令等により、一律に設置を義務付けるものではなく、地域の創意工夫や民間の活力を生かしてＩＲ施設への集客力を高めるために設置することが可能なものとして位置付けられる。

(2)　来訪及び滞在促進寄与施設に求められる機能等

ＩＲ施設への来訪及び滞在促進に寄与する施設として、自らの創意工夫とノウハウを最大限生かして国際競争力の高い世界最高水準のエンターテイメント施設等を、以下の例を参考としながら中核施設と一体的に設置及び運営すること。

ア　ＩＲ施設への集客力を高め、滞在の長期化、リピーター化を図ることができる、シアター、美術館、遊園地、テーマパーク、スポーツ競技場、水族館、動物園、レストラン、ショッピングモール等、ビジネスからレジャーまで、大人から子どもまで、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しめる世界最高水準の集客施設（魅力増進施設とは異なる施設）。

イ　送客施設の機能拡充のため、来訪者のニーズに応じて、客船、ヘリコプター、新たな交通手段など、あらゆる移動手段の活用を考慮するとともに、全国各都市・鉄道主要駅・羽田空港・成田国際空港等とＩＲ区域とを結ぶバス、タクシーなど必要な移動手段が確保された、日本各地への移動の起点となるターミナル機能を設けること。

ウ　ウェルネスツーリズム（リラクゼーション、運動、美容、スパ等）が体感できる施設・プログラムや充実したナイトライフを過ごすことができるエンターテイメントなど、多様で質が高い施設を設置し、サービスを提供することで、四季のある日本において、１年中楽しめるリゾートを実現すること。

エ　アート、食、建築などの要素を取り入れた、ここでしかできない特別な体験や、上質で研ぎ澄まされたサービス・コンテンツ等の提供により、横浜をハイエンドトラベラーを魅了するデスティネーションへと導くこと。

オ　横浜の美しい港の景観や水と緑を生かしたオープンスペースが適切に配置されるとともに、オープンスペースや区域前面の水域などを生かした誰もが気軽に楽しめ、周辺地域を含めた賑わいの創出に寄与するイベントやショーなどの提供。

カ　横浜の観光資源（歴史、芸術、食文化、農水産品、特産品、技能等）を来訪者が体験・購入などにより楽しむことができ、横浜への観光需要を高められる魅力的な仕掛け等。

キ　中核施設との一体性に留意した施設・機能の設置及び運営を行い、それぞれの施設が相互に魅力を高めあうことで、横浜ＩＲ全体の魅力向上につなげ、長期滞在が可能なリゾートを実現すること。

７　カジノ施設

(1)　ＩＲ整備法におけるカジノ施設の定義

カジノ施設とは、設置運営事業者が、カジノ行為業務を行うための区画により構成されるものをいう（ＩＲ整備法第２条第 10 項）。

(2)　カジノ施設の数及び面積制限

ア　カジノ施設の数はＩＲ区域内に１つだけであること（ＩＲ整備法第 41 条第１項第７号）。

イ　カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計はＩＲ施設の床面積の合計の 100 分の３を超えないこと（ＩＲ整備法第 41 条第１項第７号、ＩＲ整備法施行令第６条）。

(3)　カジノ施設の要件

ＩＲ関係法令等が求める要件等に加え、以下に示すカジノ施設に係る要件及び事業条件書において示す要件を確実に充足するとともに、設置運営事業者のノウハウと創意工夫を生かして、有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置を確実に施した、カジノ施設を設置及び運営すること。

なお、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置並びに市等が実施する施策への協力の詳細については、第４−９、第８、及び事業条件書において示す。

ア　20 歳未満の者やファミリー層等が利用する主動線から分離され、ＩＲ区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた適切な配置計画、デザイン等となっていること。

イ　施設の入口に設置した入退場ゲート、監視カメラ等と最新技術が連携したシステムを活用した実効性のある入退場時の本人確認の徹底により、厳格な入退場管理、入場規制を行うこと。

ウ　エレガントで落ち着いた内装であり、非日常を感じられる大人の社交場としてふさわしいドレスコードを設ける等、品位と清潔感ある空間を演出すること。

エ　のめりこみを防止するため、カジノ施設内へのＡＴＭの設置禁止や広告及び勧誘の規制、リスクの告知等の措置を講じること。

８　設置運営事業者が本事業として実施することが求められる事項

設置運営事業者は、横浜の観光・経済にイノベーション（革新）をもたらすため、本事業の実施に当たり、以下の事項を遵守するとともに、市及び関係者等との密な連携・調整・誠実な協力に努めること。また、自らの創意工夫とノウハウを最大限生かした取組を進め、本事業のさらなる魅力向上や事業効果の最大化を図るとともに、安定的・継続的な事業実施につなげること。

なお、設置運営事業者が本事業として整備する施設やインフラは、原則、設置運営事業者

が所有し管理を行うこと。設置運営事業者において実施する必要のある具体的な項目や事業実施上の条件については、事業条件書において示す。

(1) 景観デザイン

ＩＲ区域内の建築物のデザインは、ＩＲ区域全体のコンセプトを具現化しており、横浜の新たな象徴となり得るような先進性や他には見られない魅力を有するとともに、周囲の景観や環境と調和したものであること。

具体的には、山下ふ頭の周辺に立地する横浜のそれぞれの時代を代表する景観に敬意を払いつつ、山下ふ頭を核として横浜港内港地域全体が都市としての魅力をさらに高めるため、ＩＲ区域内の建築物のデザイン及びそれにより形成される都市景観は、21 世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観づくりに挑戦するものであること。詳細な配慮事項や考え方の視点については、「横浜ＩＲ景観デザインノート～横浜市の考える創造的な景観形成～」等において示す。

(2) スマートシティの実現

観光、交通、環境、防災等を含めたあらゆる分野で、ＩｏＴ、ＩＣＴ、ビッグデータ、ＡＩ等を駆使した最先端のテクノロジー（技術）を積極的に導入し、世界でも類を見ないスマートシティを実現すること。また、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の取組等を通じて、変革を図り新たな価値を創出するなど、いつ訪れても「未来の街」を体験できるエリアとすること。

さらに、横浜ＩＲを最先端技術の実証実験の場として、新規事業の積極的な誘致等により新産業の創出につなげること。詳細については、事業条件書において示す。

(3) 環境と調和・共生した持続可能なまちづくり

ＳＤＧｓ達成への貢献を目指すＳＤＧｓ未来都市・横浜の推進に積極的に貢献すること。また、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）の活用などにより、環境配慮の取組について最大限発信すること。

なお、提案における留意事項等については、以下のとおりとし、詳細は事業条件書において示す。

ア　先進的な環境配慮建築物

屋内の快適性や周辺環境に十分に配慮した上で、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮を行うとともに、先進的な環境性能を有する建築物とすること。

イ　脱炭素化に向けたエネルギーの最適化

市が掲げる「Zero Carbon Yokohama」（2050 年までの脱炭素化）を先導する地区にふさわしい温室効果ガスの排出に関する抑制・削減の目標を設定し、その実現のため、ＩＲ区域全体でのエネルギーの最適化や最先端のエネルギー技術の導入と絶え間ない効率化による省エネ、再生可能エネルギーの創出等を最大限推進すること。

ウ　持続可能な循環型都市エリアの実現

リデュース（発生抑制）を推進するとともに、ＩＲ区域内から排出される廃棄物については減量化・資源化に努め、３Ｒの取組を徹底すること。

さらに、雨水や下水再生水を活用する等、水資源の循環に努めること。

エ　新たな緑と水際が融合したエリアの創出

生物多様性に十分に配慮した上で、横浜港の水際を形成する既存の街並みと融合する緑地空間及び水辺空間を形成すること。

オ　次世代交通システムの導入

ＩＲ区域内外の新たな人やモノの流れを創出し、体験すること自体が一つのアトラクションになるような、環境に配慮した次世代交通システムの導入に努めること。

(4)　インクルーシブ（誰もが排除されない）なまちづくり

ＩＲ区域全体が世界から見てもユニバーサルデザインの先進事例となる仕様を備えるとともに、心のバリアフリーの実践にも取り組むことで、障害の有無、年齢、性別、人種、言語等にかかわらず、誰もが安全・安心かつ快適に過ごすことができる、ホスピタリティの高いインクルーシブなまちづくりを行うこと。

なお、提案における留意事項等については、以下のとおりとし、詳細は事業条件書において示す。

ア　ユニバーサルデザインの実現

世界各国から集まる来訪者を想定し、グローバル視点で高い水準のユニバーサルデザインを実現すること。

イ　シームレスな移動環境の整備

ユニバーサルデザイン化された交通手段等を導入するなど、全ての来訪者が安全・安心かつ快適で、シームレスに移動できる環境を整えること。

ウ　多様な媒体による積極的な情報発信

多言語対応の標識や案内所の設置に加え、ＩＣＴを活用した最先端のツールを用いた多様な媒体を通じて平常時・非常時ともに、誰にでもわかりやすい情報提供や情報発信を行うこと。

エ　心のバリアフリーの実践

全ての経営者・従業員に対して心のバリアフリー教育を徹底するとともに、来訪者・従業員の多様性に配慮した環境やサービスを提供すること。

(5)　危機管理・防災対策及び健康・衛生の確保

横浜ＩＲは、あらゆる来訪者が安心して滞在できる、防災性の高いエリアであること。さらに、災害時等においては、来訪者・従業員の安全確保だけでなく、周辺地域や市民の安全・安心にも繋がる、より高い防災機能を有することが必要である。

よって、地震や津波・高潮をはじめとした大規模災害時にも自立した都市機能の確保等により強靭なまちを実現するとともに、市の防災力向上に資することを求める。

また、新型コロナウイルス・新型インフルエンザ等の感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組を適切に講じ、安心して訪問・滞在ができるエリアを実現すること。

なお、提案における主な留意事項等については、以下のとおりとし、詳細は事業条件書において示す。

ア　自然災害等に強い強靭なエリアの整備

ＩＲ区域の地盤は、津波・高潮に対して安全な高さに整備するとともに、２階レベルの歩行者動線の構築や適切な情報伝達手段などにより、災害時に安全で円滑な歩行者の退避が可能な計画とすること。また、ＩＲ施設を、市が指定する津波避難施設として位置付けること。

さらに、地震や津波・高潮等の災害発生時において、来訪者の安全確保に加え周辺地域や市民にとっても安全・安心な防災の拠点とするため、護岸の耐震化や液状化対策を市との適切な役割分担のもと実施すること。

設備計画については、災害発生時にも、事業継続等に必要なエネルギー供給ができる

計画とすること。なお、当該設備については津波・高潮による浸水想定高さを考慮した配置とすること。

イ　自然災害等に備えた機能及び体制の整備

自然災害、大規模会議開催時のテロ等の不測の事態に対して、実効性のある対策を計画するとともに、これらを円滑に実施するため、自主的な実施体制の構築及び常時から市、周辺地域の関係者、神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）・神奈川県警察（以下「県警」という。）、その他関係機関等との連携の強化に向けた取組を継続して実施すること。

また、最先端のテクノロジー（技術）を活用し、ＩＲ区域内の被害等の状況を一括して情報収集するとともに、各施設に避難指示や情報提供等することを可能とする機能及び体制を整備すること。

ウ　自然災害等発生時の対応

ＩＲ施設への来訪者や従業員等の安全が確保されるまでの滞在を可能とし、周辺地域で発生した帰宅困難者等についても、ＩＲ施設を活用し、３日程度受け入れること。

また、市内への物資の受入れや中継拠点等として利用できるようにするとともに、山下ふ頭２号岸壁を活用した市の災害対応が実施できるようにすること。さらに、ボランティアや他都市応援職員等の受入れや輸送等、市の応急対策や復旧活動に協力すること。

エ　ＩＲ区域における健康・衛生の確保

安心して訪れ、滞在できる区域の実現に向け、新型コロナウイルス感染症をはじめとする健康・衛生リスクを踏まえた安全性の高い施設・設備計画、構成する各施設に合わせた適切な対応等、リスクを抑制するための取組を、自らの創意工夫とノウハウを最大限生かしハード・ソフトの両面において実施すること。

また、健康・衛生リスク事案の発生に備え、実効性のある対策を計画するとともに、対策を円滑に実施するための実施体制の構築及び関係機関との連携強化に向けた取組を常時から継続して行うこと。

さらに、ＩＲ施設の運営に影響を及ぼすおそれのある感染症が国内外において発生した際には、感染症の拡大状況やＩＲを構成する各施設の状況を踏まえ、ＩＲ区域内での感染症の発生及び拡大を抑止できるよう、国や自治体から適宜発表される最新情報（方針や助言等）を踏まえ、適切に対応すること。

(6)　観光・経済の活性化

“魅力ある都市横浜のさらなる飛躍”と“将来にわたる横浜市民の豊かな暮らし”を確かなものとするため、ＩＲ施設の設置及び運営により生じる経済的社会的効果が最大限、市内ひいては国内に還元されるよう、あらゆる観点から取り組むとともに、多様な形で主体的に地域への貢献を果たし、社会課題に対する支援・協力に積極的に努めること。詳細については、事業条件書において示す。

ア　横浜の街と魅力を生かした観光・経済の振興

周辺地域の商店街、観光・商業施設など、都心臨海部の街の魅力や資源を生かして、一体的に「横浜ＩＲ」を設置及び運営することで、相乗効果を最大限発揮し、横浜全体の観光・経済の活性化に繋げること。このため、周辺地域へのスムーズな周遊・回遊に繋がる施設配置やインフラ整備、ＩＣＴ等を活用した地域の魅力発信、連携イベントなどの賑わいの創出等に努めること。

イ　市内中小企業からの食品・物品・サービス等の調達の取組

大規模需要に対して、横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、可能な限り市内中小企業への発注に努めること。また、安定的に良質な受注が確保できるよう、市、経済団体等と連携し、ＩＣＴ等の活用なども含めた仕組み作りを行うこと。

ウ　雇用創出、人材確保・育成の取組

女性や高齢者をはじめとする多様な人材が活躍する場の拡大に向け、質の高い雇用の創出や就業者の居住環境の確保や語学教育など、雇用・労働環境の充実に取り組むこと。また、大学等教育機関等と連携し、グローバルで高度な観光人材の育成・輩出に努めること。なお、大規模な雇用に当たり、周辺地域の雇用環境に配慮した計画的な雇用対策に取り組むとともにロボティクス、ＡＩやＩＣＴの積極的な活用にも努めること。

エ　市内事業者へのＭＩＣＥビジネス支援

オール横浜で観光ＭＩＣＥ推進体制を構築し、横浜においてＭＩＣＥビジネスを活性化させるため、ＭＩＣＥビジネスのトップランナーとして市内事業者へ助言・支援などを行うこと。

オ　横浜の産業特性を生かしたＭＩＣＥのレガシー効果の創出

これまでにないスケールとクオリティのＭＩＣＥ（国際会議・展示会等）の開催により、国内外の企業・研究機関・人材とのオープンイノベーションの機会の創出や、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、Ｉｏ Ｔ産業などの横浜の産業特性を生かした、ビジネスチャンスの拡大・新産業の創出、横浜の学術振興への寄与など、レガシー効果の創出に取り組むこと。

カ　国際競争力の高い滞在型観光の実現に向けた取組

ＭＩＣＥの誘致や、周辺地域及び日本各地の観光地等と連携した広域的な観光ルートの設定、ＩＲ区域を含めた地域における観光の魅力に関する海外におけるプロモーション等のインバウンドの促進等、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に向けて取り組むこと。

(7)　市民活動機会の提供や啓発

これまでにない世界水準のＭＩＣＥ施設、ラグジュアリーなホテル、エンターテイメント施設やそこで開催される国際会議・イベント等がもたらす経済的社会的効果の重要性について、幅広く市民から理解を得られるよう、市民を対象とした活動・交流機会の創出や市や関係機関が行う情報発信等に協力すること。

(8)　ＩＲ区域への交通アクセスや誘客・送客機能の強化

来訪者等の利便性確保及び円滑かつ安全な交通処理の実現のため、以下に示すＩＲ区域の内外における交通ネットワークを形成・コントロールし、長期間にわたって、安定的かつ継続的な誘客・送客機能を有する環境を整備すること。

なお、ＩＲ区域外の交通ネットワークについては、関係法令等に従う限り自らが事業者となることも、第三者への委託等により実施することも妨げない。詳細については、事業条件書において示す。

ア　広域アクセス

(ｱ)　交通ターミナルの整備

横浜港港湾計画に基づき、ＩＲ区域へのアクセス強化と誘客・送客機能の充実に加え、周辺への回遊性向上にも資する交通ターミナルを整備すること。位置等については、より良い計画に向けて、既定計画の変更の提案を行うことができることとするが、周辺地域との回遊性の観点から山下ふ頭基部周辺に配置すること。

なお、当該施設の整備に当たっては、ＩＲ整備法第２条第１項第６号に基づく施設と一体とすることも妨げない。

(ｲ) 海上アクセス施設の拠点の整備

ＩＲ区域内及び同区域前面の水域に広域アクセスやＩＲ区域周辺の回遊性向上にも資するポンツーン等の海上交通のための施設を関係機関等と協議の上、関係法令等に則り、整備すること。

(ｳ) ヘリコプターの離着陸場所の整備

ＩＲ区域へのアクセス強化と誘客・送客機能の充実のため、関係法令等に則り、ＩＲ区域内にヘリコプターの離着陸が可能な施設を整備すること。

なお、発災時等に、人命救助等を目的として一時的にヘリコプターの離着陸に利用できるようにすること。

(ｴ) 交通ネットワーク等の形成

全国各都市、鉄道主要駅、羽田空港・成田国際空港等、その他必要な拠点とＩＲ区域を結ぶバス、船舶等、多様な交通ネットワークの形成に努めること。

イ　ＩＲ区域周辺アクセス（山下ふ頭周辺及び都心臨海部）

周辺公共道路での交通渋滞の発生を最小限に抑えるために、十分な交通処理計画の立案や駐車場の適正な配置を行うとともに、円滑な交通処理を行うため、ＩＣＴ等の最先端のテクノロジー（技術）を使用した誘導等ソフト面の対策を講じること。

また、周辺地域の商店街、観光・商業施設などと連携し、自動車交通や自転車交通、歩行者交通、水上交通等に加え、パークアンドライドの実施等、ハード、ソフトの両面から周辺地域を回遊できる様々な交通ネットワークの構築に努めること。

なお、関係法令等に則り、周辺地域とＩＲ区域を結ぶ新たな交通手段を整備することができる。

ウ　ＩＲ区域内交通

来訪者が安全・安心に楽しみながらＩＲ区域内を移動できるよう、楽しく散策ができる水際線等、魅力あふれる歩行者プロムナードを、周辺との回遊性の向上も考慮して整備すること。その際、区域内の歩行者動線は原則、歩車分離を図り、バリアフリーとすること。

また、区域内の自動車動線は、ＩＲ区域外から円滑に連絡でき、区域内に滞留できるものとすること。

さらに、ＩＲ区域内を移動すること自体がアトラクションにもなるような、自動運転バスやパーソナルモビリティ等、来訪者の利便性向上に資する新たな交通手段の整備に努めること。

なお、横浜港港湾計画に基づき、ＩＲ区域内の道路を整備することとするが、線形等については、より良い計画に向けて、既定計画の変更の提案を行うことができることとする。

(9)　ＩＲ区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等

ア　周辺環境の整備

山下公園のうち、ＩＲ区域と接する部分については、その機能を維持しつつ、ＩＲ施設と一体的に整備し、山下公園の魅力をより一層向上させるとともに、リゾートにふさわしい魅力あるエントランス空間を形成すること。その際、ＩＲ区域のアクセス強化のため、ＩＲ区域と山下公園通りを接続する道路を整備すること。また、当該道路の上部を公園とし山下公園の一体化を保持する計画とすること。

さらに、ＩＲ区域と接する道路部分及びその影響範囲についての改良等を行うこと。詳細については、事業条件書において示す。

イ　水域利用

周囲を海に囲まれた山下ふ頭の立地特性を生かし、水上アクティビティ、水辺空間を生かした演出、イベント等、積極的な水域の開放により、人々が集い交流する親水空間の演出を図ること。また、水質改善や生物多様性等に配慮すること。

なお、実施に当たっては、関係機関と協議を行い、関係法令等に則り、必要な許可を得るとともに、利害関係者との調整が必要となる。詳細については、事業条件書において示す。

(10)　ＩＲ区域の緑地等整備

ア　オープンスペースやプロムナードの形成

多彩なアクティビティの舞台となる様々な規模・用途の広場・空間や、既存市街地を臨むことができる眺望スペース、１階レベルの水際線に設けるプロムナード・歩行者だまり等を設置するとともに、それらを有機的につなぐこと。

また、護岸については、周囲を穏やかな水域に囲まれた山下ふ頭の立地を生かし、来訪者が快適かつ安全に散策できる親水空間を確保するため、必要に応じ、整備等を市と協力して実施することができる。

イ　緑の軸線の形成

都心臨海部に連続する緑の軸線の機能拡充のため、ＩＲ区域内において、横浜港港湾計画に基づく港湾緑地、及びオープンスペースからなる緑地空間を整備しなければならない。ただし、港湾緑地の配置については、より良い計画に向けて、既定計画の変更の提案を行うことができることとする。その際、隣接する山下公園や周辺地域の緑地との一体性、連続性に十分配慮すること。また、オープンスペースや建築物の緑化等により、周辺や建築物と調和し、環境に配慮した快適な緑地空間を整備すること。詳細については、事業条件書において示す。

(11)　ＣＩＱ施設等として活用可能な屋内空間の整備

２号・３号岸壁の背後に横浜ＩＲの賑わいに資する展示やコンサート等のイベント等での活用が可能な屋内空間を整備すること。当該施設の一部は、客船等の寄港時に必要となる出入国管理等を行うＣＩＱ施設や待合スペース等のターミナル施設として必要に応じて船会社等が、設置運営事業者から借り受けることができることとする。詳細については、事業条件書において示す。

(12)　市等が実施するインフラ整備等への協力

ＩＲ施設周辺で予定している市等が実施するインフラ整備等に関して、安全かつ効率的な施工進捗が図られるよう、工事工程・施工方法等について、市及び関係者等と密な連携・調整を図るとともに、誠実に協力すること。詳細については、事業条件書において示す。

９　設置運営事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置

(1)　基本的な考え方

日本型ＩＲにおいては、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体の廉潔性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと等を前提に、本来刑法で禁止されているカジノ事業が例外的に特権として認められるものである。従って、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響については、徹底的に排除する必要がある。

これらを踏まえ、設置運営事業者は、市、神奈川県（以下「県」という。）、公安委員会・県警、国、関係機関・団体等と連携しつつ、責任あるゲーミング（Responsible Gaming）の観点から講ずるギャンブル等依存症対策、治安悪化への対策や青少年への悪影

響の対策等、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を、以下に掲げる基準・要件等を充足の上、ＩＲ関係法令等を踏まえ、ＡＩ、顔認証、キャッシュレス化など最先端技術を活用し、自らの創意工夫とノウハウを最大限生かして適切に実施すること。併せて、設置運営事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために市等が実施する施策及び措置に対して協力し、安全・安心対策の横浜モデルの構築に貢献すること。詳細については事業条件書において示す。

(2) ギャンブル等依存症対策

ア　20 歳未満の者等がゲーミングに触れる機会を限定するための措置
イ　広告及び勧誘の規制、顧客に対するリスクの告知等の実施
ウ　入退場時の本人確認の徹底、入場回数の制限、入場料の賦課、自己申告・家族申告による利用制限措置の実施等による厳格な入場規制
エ　顧客の射幸心をあおることの防止や日本人等に対する特定貸付資金業務の規制等、カジノ施設内等における規制及び措置
オ　ギャンブル等依存症に関する相談体制の整備等、依存症の方を相談・治療につなげる取組の実施
カ　市、県、国、関係機関、団体等と連携・協力した取組の推進

(3) 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持

ア　防犯環境の整備や不正行為防止対策等の徹底した犯罪防止対策
イ　警備体制の整備や最先端のＩＣＴ技術を導入した警備システムの導入等の警備対策
ウ　違法風俗営業等に対する排除対策や地域の住民等からの苦情対応等の地域風俗環境対策
エ　市、公安委員会・県警、県、国等との連絡体制の構築

(4) 青少年への悪影響対策

20 歳未満の者のカジノ施設への厳格な入場及び勧誘の禁止措置

(5) 反社会的勢力の関与への対策

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）のカジノ施設への入場禁止措置
イ　暴力団員等の排除のための市、公安委員会・県警、県、国等との連絡体制の構築
ウ　反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するための行動指針の策定

(6) マネー・ローンダリング（犯罪資金洗浄）への対策

ア　取引時確認等マネー・ローンダリング防止のための措置
イ　顧客情報や取引が記録できるシステムの導入による取引状況の捕捉
ウ　国際基準（ＦＡＴＦ）に準拠した内部統制システムの構築
エ　ＡＭＬ（Anti Money Laundering）、ＫＹＣ（Know Your Customer）ポリシーの導入、及びＡＭＬ専門チームの設置

(7) 対策の的確な実施のための内部管理体制の構築

ア　従業員への教育訓練の実施、社内規程等の策定及び規程の遵守徹底
イ　対策の的確な実施のために必要な業務の統括管理、及び監査する者の選任等体制の構築

10　設置運営事業者に求める費用

(1)　本事業の費用

設置運営事業者は、実施協定に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する全ての費用（区域整備計画の作成（市が実施する施策及び措置に関する部分を除く）及び各種許認可等の申請に要する費用等並びに本事業を開始するまでに要する費用を含む）を自ら負担する。

ただし、インフラに係る整備費用・管理費用等については、以下に掲げる費用を除き、原則、ＩＲ区域内を設置運営事業者が、ＩＲ区域外を市等が負担する。詳細については、事業条件書において示す。

ア　ＩＲ区域内ではあるが、市等が負担するもの

(ｱ)　護岸構造物の地震対策及び護岸構造物の液状化対策に関する整備費用等（設置運営事業者の要望による再整備に関する費用を除く。）

(ｲ)　２号岸壁に接続する道路部分の液状化対策に要する整備費用の一部

(ｳ)　市等がＩＲ区域内外にわたり整備するインフラの整備費用の一部及び管理費用の一部

なお、(ｲ)及び(ｳ)については、市等と協議し、市等が決定する額とする。

イ　ＩＲ区域外ではあるが、設置運営事業者が負担するもの

(ｱ)　第６-10-(1)-イ-(ｲ)に掲げる最寄駅からの歩行者アクセス施設の整備に関して、市が区域整備計画の作成と併せて検討する計画に対して、同計画において市が講じる措置を上回るものを設置運営事業者が希望する場合、それを上回る部分の整備費用及び管理費用

(ｲ)　第４-８-(9)に掲げる周辺環境の整備及び水域利用に関する整備費用の一部及び管理費用の一部

(ｳ)　市が整備するもの以外のＩＲ区域へのアクセス手段の整備を設置運営事業者が希望する場合、その整備費用及び管理費用

(ｴ)　供給施設（電気、ガス及び通信）に関する費用について、各施設管理者との協議により決定する費用

(ｵ)　供給・処理施設（上水及び下水）に関する費用について、各施設管理者との協議により決定する費用及び第６-10-(1)-ウに掲げる市が講じる措置を上回る対応が必要となった場合は、その対応に関して市との協議により決定する費用

(2)　土地使用に係る費用

設置運営事業者は、事業用定期借地権設定契約に基づく貸付料等、土地使用に必要な費用を負担する。

なお、残存地中障害物等、ＩＲ施設を整備するにあたり支障となるものがあった場合は、その撤去等について事前協議の上、市等は妥当と認める額を負担するものとする。詳細については、事業用定期借地権設定契約書（案）において示す。

11　履行保証金等

(1)　基本協定に基づく履行保証金等

設置運営事業予定者は、基本協定の定めに従い、基本協定の締結までに、基本協定に基づき設置運営事業予定者が負う債務の履行を担保するための履行保証金を市に預託するものとする。履行保証金の預託は、基本協定に定められた金額及び方法による。

また、設置運営事業予定者が基本協定上の義務を履行する上での財務的基盤を十分に有していないと認められる場合は、基本協定の定めに従い、十分な財務的基盤を有すると認められる者が、設置運営事業予定者が基本協定に基づき負う債務について、保証するものとする。

(2)　実施協定に基づく履行保証金等

ア　実施協定締結から事業期間終了までの履行保証金

設置運営事業者は、実施協定の定めに従い、実施協定の締結までに、実施協定に基づき設置運営事業者が負う債務の履行を担保するための履行保証金を市に預託するものとする。履行保証金の預託は、実施協定に定められた金額及び方法による。

イ　実施協定締結からＩＲ施設開業までの履行保証

(ｱ)　親会社等による保証

設置運営事業者の株主又はその親会社（ただし、本事業を実施する上での財務的基盤を十分に有していると認められる者に限る。）は、実施協定の定めに従い、実施協定に基づき設置運営事業者が負う債務（ＩＲ施設の開業までの債務に限る。）について、保証するものとする。

(ｲ)　保証金等

設置運営事業者は、実施協定の定めに従い、実施協定の締結までに、実施協定に基づき設置運営事業者が負う債務（ＩＲ施設の開業までの債務に限る。）の履行を担保するため、設置運営事業者の選択により、以下のいずれかの保証等の措置を行うものとする。

a　追加の保証金の預託

b　民事執行規則第 10 条に該当する担保（金融機関の保証）の提供

詳細については、実施協定書（案）において示す。

(3)　土地使用に基づく保証金等

設置運営事業者に対する事業用定期借地権の設定による土地使用権原の付与等を想定しており、設置運営事業者は、事業用定期借地権設定契約の定めに従い、事業用定期借地権設定契約の締結までに、事業用定期借地権設定契約に基づき設置運営事業者が負う債務の履行を担保するための保証金を預託するものとする。履行保証金の預託は、事業用定期借地権設定契約に定められた金額及び方法による。

また、設置運営事業者は、上記の保証金の預託に加え、設置運営事業者の選択により、以下のいずれかの保証等の措置を行うものとする。

ア　追加の保証金の預託

イ　民事執行規則第 10 条に該当する担保（金融機関の保証）の提供

ウ　設置運営事業者の株主又はその親会社（ただし、本事業を実施する上での財務的基盤を十分に有していると認められる者に限る。）による連帯保証

詳細については、事業用定期借地権設定契約書（案）において示す。

12　事業スケジュール

事業スケジュールは、図表６のとおり、想定している。

市は、ＩＲの早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、2020 年代後半のＩＲ施設の開業を想定しており、応募者に対して、ＩＲ施設の開業スケジュールを含めた想定スケジュールを提示することを求め、設置運営事業予定者選定後に設定される本事業開始予定日に開業できるよう、公民連携して取り組むものとする。

なお、当該想定スケジュールは、国における関係政省令及び規則等の制定時期、区域整備計画の認定時期、市による本事業の検討・準備状況及び公募の実施結果等を踏まえて、変更することがある。

【図表６　想定スケジュール（予定）】

時期	内容
2021 年夏頃	設置運営事業予定者の選定
2021 年秋頃	基本協定の締結
2021 年秋～冬頃	区域整備計画の作成及び公聴会等の実施
～2022 年３月	区域整備計画の認定申請にかかる市議会の議決
～2022 年４月	区域整備計画の認定申請
2022 年５月以降（※）	区域整備計画の認定（国） 実施協定の締結、設置運営事業の開始
2020 年代後半	ＩＲ開業

※国のスケジュールは想定。

第５ 設置運営事業を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項

１　設置運営事業予定者の募集及び選定に係る基本的な考え方

市は、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等に基づいて公募（以下「本公募」という。）し、設置運営事業予定者を、透明性及び公平性の確保に配慮した上で選定する。

なお、設置運営事業予定者の選定は、公募型プロポーザル方式で行う。

２　設置運営事業予定者の選定手順及び選定方法

市は、以下の手順により設置運営事業予定者を選定する。

(1)　横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会の設置

市は、設置運営事業予定者の選定に当たり、公平かつ公正な審査を行うため、外部有識者からなる横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）を設置している。

選定等委員会の委員は以下のとおりである。なお、選定等委員会は非公開となっている。

（委員長）

榊原	英資	一般財団法人インド経済研究所理事長

（委員）

伊香賀	俊治	慶應義塾大学理工学部教授
鵜川	正樹	武蔵野大学経営学部教授
金山	泰介	日本大学危機管理学部教授
中井	検裕	東京工業大学環境・社会理工学院長
平安	良雄	平安病院法人統括院長
古屋	秀樹	東洋大学国際観光学部教授

（敬称略、委員長以外は五十音順）

(2)　参加資格審査

ア　資格審査書類の受付

本公募に応募する民間事業者（以下「応募者」という。）は、手続きに関する様式集及び記載要領に定めるところにより、資格審査書類を作成、提出し、市は書類を受け付ける。

イ　参加資格審査及び結果の通知

市は、資格審査書類について、第５−４に示す参加資格要件を充足しているかどうかの審査を行い、参加資格審査の結果を応募者に対して通知する。

ウ　資格審査通過者に対する書類開示

市は、参加資格要件を充足し、参加資格審査を通過した者（以下「資格審査通過者」という。）から守秘義務誓約書の提出を受けた場合、当該資格審査通過者に対して、第１−４で示す②～⑦、⑪、⑫の書類（以下「守秘義務対象開示資料」という。）を開示する。

エ　審査料の納付確認

応募者は、応募に当たり、適格性に関する調査に要する費用として、審査料を市に納付し、市はそれを確認する。

(3)　提案審査

ア　提案審査書類の受付

提案審査に参加する資格審査通過者（以下「提案審査参加者」という。）は、提案審査に関する様式集及び記載要領に定めるところにより、提案審査書類を作成、提出し、市は書類を受け付ける。

イ　提案審査の方法

提案審査では、事業条件書等に定める事業条件の充足が確認された提案審査参加者の提案審査書類について、選定等委員会における審査を行う。選定等委員会は、設置運営事業予定者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等（質疑応答を含む。）による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

ウ　設置運営事業予定者の決定

市は、選定等委員会の審査を踏まえ、提案審査参加者の順位を決定し、設置運営事業予定者を決定する。なお、設置運営事業予定者の決定に当たっては、横浜イノベーションＩＲ協議会（ＩＲ整備法第 12 条に基づく協議会。以下「協議会」という。）における協議を行う。

３　選定等委員会の附帯意見

選定等委員会は、事業条件書等に定める事業条件の範囲内において、本事業をより良いものとするため、設置運営事業予定者に対して、提案内容の質の向上や課題等について意見を附すことができる。市は、選定等委員会から提案内容に対する意見が附された場合は、当該意見を踏まえた提案内容の質の向上や見直し等について、設置運営事業予定者との間で協議・調整を行うこととし、設置運営事業予定者は、当該意見を尊重し、市との協議を踏まえ、合理的な範囲で提案内容の質の向上や見直し等に努めるものとする。

４　応募者の参加資格要件等

(1)　応募者の構成

本公募に応募できる応募者の構成は、次のとおりとする。

ア　応募者は、本事業を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

イ　応募者は、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「応募グループ構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

ウ　応募グループにあっては、主要となる応募グループ構成員のうち１社を市との窓口となる代表企業として定めるとともに、他の応募グループ構成員は手続きに関する様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

エ　応募企業又は応募グループ構成員は、ＳＰＣに出資して、ＳＰＣの議決権株式全ての割当てを受けるものとする（ただし、第５－６－(4)なお書きの場合を除く。）。

なお、応募者が、間接的なＳＰＣ株式の保有等を希望するときは、第５－６－(4)の手続に従うこととする。

オ　参加資格審査を通過した応募企業又は応募グループが第５－５－(3)-アに示す期間内に応募グループ構成員を変更する場合には、以下の(ｱ)～(ｴ)のいずれも満たす場合に限り

行えるものとする。その他、応募グループ構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合に限り、変更することができる。

(ｱ)　資格審査書類提出時の応募企業又は応募グループ構成員が、合計してＳＰＣの議決権株式の過半の割当てを受ける範囲内であること。
(ｲ)　変更後の応募企業又は全ての応募グループ構成員が、第５－４－(2)の全ての要件を満たすこと。
(ｳ)　変更後の応募企業又は応募グループが、第５－４－(3)の要件を満たすこと。
(ｴ)　応募者が応募グループの場合においては、代表企業を変更しないこと。

また、応募企業若しくは応募グループ構成員が第５－４－(2)のいずれかの要件を満たさなくなった場合及び応募企業又は応募グループが第５－４－(3)の要件を満たさなくなった場合、又は応募企業若しくは応募グループ構成員を支配している者が変更された場合（応募企業若しくは応募グループ構成員が新たに第三者に支配された場合を含む。）、応募者は、市に速やかにその旨を通知しなければならない。

カ　資格審査書類の提出以降、設置運営事業予定者決定の時までの期間には、応募企業又は応募グループ構成員のうち、設置運営事業者の議決権株式総数の５％以上の出資を行う予定の者、カジノ事業の運営を行う予定の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者（会社法第２条第３号又は第４号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。）は、同時に他の応募企業、応募グループ構成員又は協力企業（※）となることは認めない。

※　「協力企業」とは、本事業に関し、業務の委託又は請負等を受ける者（それらを受けようとする者を含む。）として、応募企業又は応募グループ構成員が選任し提案書類に記載した者をいう。

(2)　応募企業又は応募グループ構成員に共通の参加資格要件

応募企業又は応募グループ構成員は、いずれも以下の参加資格を全て満たさなければならない。また、応募企業又は応募グループ構成員のＩＲ整備法第２条第 12 項の定める主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者が、同条項の定める認可主要株主等となる場合には、当該保有者はアを除く全ての参加資格を満たさなければならない。また、その他の同条項の定める認可主要株主等についても、アを除く参加資格を満たさなければならず、市は必要に応じて確認できるものとする。
なお、外国法人においては、以下のエ(ｲ)から(ｷ)までの参加資格について、その適用される法令に照らして同等の要件を満たしていると市が確認できることが必要である。

ア　本事業を遂行する意思があり、本事業を的確に遂行することができる能力を有する者であること。

イ　自己及びその役員（ＩＲ整備法第 23 条第２項で定義する者（ただし、同項の適用に限り含まれる者は除く。）をいう。）が十分な社会的信用を有する者であること。

ウ　本事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有する者であること。

エ　以下のいずれにも該当しない者であること。
(ｱ)　ＩＲ整備法第 41 条第２項各号（第１号イ及び第５号を除く。）のいずれかに該当する者

(ｲ)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者
(ｳ)　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続の開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の手続が開始されている者
(ｴ)　横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者（ただし、指名停止期間が１か月以内の者である場合は、この限りではない。）
(ｵ)　法人税、消費税及び地方消費税、横浜市税、応募者の本店所在地の法人都道府県民税、法人事業税、市町村税（特別区にあっては都税）を滞納している者
(ｶ)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第８条第２項第１号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
(ｷ)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項第３号及び第４号に掲げる者、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 75 号）第 23 条第１項又は第２項に違反している事実がある者、又は、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 51 号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者のいずれかに該当する者
(ｸ)　市と資本面又は人事面等において一定の関連のある者（会社法第２条第３号又は第４号に規定する親会社・子会社と同等の関係があると認められる場合及び市の外郭団体である場合をいう。）
(ｹ)　a～ｄに該当する者（以下、「市アドバイザー」という。）又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者（会社法第２条第３号又は第４号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）
　ａ　ＥＹ新日本有限責任監査法人
　ｂ　ＴＭＩ総合法律事務所
　ｃ　株式会社オリエンタルコンサルタンツ
　ｄ　株式会社山下ＰＭＣ
(ｺ)　選定等委員会委員が属する団体又は当該団体と資本面若しくは人事面等において一定の関連がある者
(ｻ)　協議会構成員が属する団体又は当該団体と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者
(ｼ)　上記(ｸ)～(ｻ)に定める者、選定等委員会委員又は協議会構成員を協力企業又は応募アドバイザー（※）として起用している者（(ｹ)ａ、ｂについては、ａ、ｂの内部において、市アドバイザーの担当者との間における情報遮断措置の構築が確認できる場合を除く。）
(ｽ)　上記(ｹ)に定める者から本事業に関してアドバイス（契約の有無を問わない。）を受けている者又はこれらの者を協力企業若しくは応募アドバイザーとして起用している者（(ｹ)ａ、ｂついては、ａ、ｂの内部において、市アドバイザーの担当者との間における情報遮断措置の構築が確認できる場合を除く。）

※　「応募アドバイザー」とは、特定の応募企業又は応募グループのために、ＲＦＰにおける提案を支援する者として、応募企業又は応募グループ構成員が選任し提案書類に記載した者をいう。

(3)　応募企業又は応募グループに求められる要件

応募企業若しくは応募グループ構成員又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者等（会社法第２条第３号又は第４号に規定する親会社・子会社及び会社計算規則（平成 18 年省令第 13 号）第２条第３項第 18 号に規定する関連会社の関係がある場合をいう。）が、2006 年１月１日以降に以下の施設の開発及び運営実績を有すること。

・　区域内の延べ床面積（※１）が 30 万㎡以上の複合施設（※２）

※１　一団の土地の区域内に整備された複合施設等の延べ床面積の合計とする。
※２　ＭＩＣＥ施設、ホテル、エンターテイメント施設、商業施設、カジノ施設を含む複合用途から構成される一群の施設をいう。

(4)　参加資格審査確認基準日

参加資格審査確認基準日は、応募企業又は代表企業による資格審査書類提出日とする。参加資格審査確認基準日の翌日から設置運営事業予定者決定の日までの間、応募企業又は各応募グループ構成員が参加資格要件を欠くに至った場合には、原則として、応募企業又は応募グループを失格とする。ただし、参加資格要件を欠いた構成員に代わって全ての参加資格要件を満たした者を補充し、又は、参加資格要件を欠いた構成員を除いた応募グループにおいて、全ての参加資格要件を満たし、かつ、設立予定のＳＰＣの事業能力を勘案し、事業運営に支障をきたさないと市が判断したときは、この限りではない。

(5)　接触規定

市では、公募及び選定に係る公正性及び透明性の確保を徹底するため、本公募期間中、応募者、協力企業及び応募アドバイザー（以下「応募者等」という。応募者等になろうとする者を含む。）に対して、以下のとおり、接触規定を定める。この規定に抵触した場合は、応募を無効とする。

ア　応募者等は、市に対して、直接・間接を問わず、本公募に関して自己に有利になるよう働きかけを行ってはならない。

イ　応募者等は、市アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連がある者に対して、直接・間接を問わず、本公募に関して自己に有利になるよう働きかけを行ってはならない。

ウ　応募者等は、選定等委員会委員、委員が属する団体及び当該団体と資本面若しくは人事面等において一定の関連がある者に対して、直接・間接を問わず、本公募に関して自己に有利になるよう働きかけを行ってはならない。

エ　応募者等は、協議会構成員、構成員が属する団体及び当該団体と資本面若しくは人事面等において一定の関連がある者に対して、直接・間接を問わず、本公募に関して自己に有利になるよう働きかけを行ってはならない。

オ　応募者等は、公職（公職選挙法第３条の定義による。）に対して、直接・間接を問わず、本公募に関して自己に有利になるよう働きかけを行ってはならない。

５　公募に関する手続き

(1)　スケジュール

市は、図表７のスケジュールに沿って、設置運営事業予定者を選定する予定である。ただし、市は、国における関係政省令及び規則等の制定時期等を踏まえて、必要に応じて、以下のスケジュールを変更することができる。

【図表７　想定スケジュール（予定）】

時期	内容
2021 年１月 21 日	募集要項の公表
2021 年１月 21 日～１月 28 日	募集要項に関する質問受付期間
2021 年２月４日、２月 12 日	募集要項に関する質問への回答
2021 年２月５日～５月 17 日	資格審査書類の受付期間
2021 年２月 15 日～５月 31 日	参加資格審査の結果通知期間
2021 年３～４月	競争的対話の実施期間
2021 年６月１日～６月 11 日	提案審査書類の受付期間
2021 年夏頃	設置運営事業予定者の選定

(2)　募集要項に関する質問の受付及び回答の公表

市は、募集要項に記載の内容について、本公募への参加を希望する民間事業者（以下「参加希望者」という。）から質問を受け付ける。

ア　受付期間

2021 年１月 21 日（木）から 2021 年１月 28 日（木）17:00 まで

イ　提出方法

(ｱ)　募集要項に関する質問がある場合は、質問の内容を簡潔にまとめ、手続きに関する様式集及び記載要領に定める「募集要項に関する質問書」に記載し、第５－５－(9)に定める担当窓口までメールにて送付すること。

(ｲ)　メールの「件名」欄に「【提出】募集要項に関する質問書（事業者名）」と記載すること。

(ｳ)　質問を公表された場合に、質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

ウ　回答の公表等

(ｱ)　回答公表予定日

・第５－４に定める応募者の参加資格要件等に関すること
2021 年２月４日（木）（予定）

・その他の内容に関すること
2021 年２月 12 日（金）（予定）

(ｲ)　質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容を除き、募集要項に関する質問のうち、参加希望者全てに共通で回答する必要があると市が判断したもの及びその回答を、回答公表予定日までに、市のホームページへの掲載により公表する。

(ｳ)　募集要項に関する質問のうち、参加希望者全てに共通で回答する必要があると市が判断したもの以外の質問への回答を、回答公表予定日までに、当該質問を提出した参加希望者に個別に回答する。

(ｴ)　質問を行った参加希望者の名称は公表しない。

(ｵ)　募集要項に関係のない事項の質問に対しては回答しない。

(3)　参加資格審査

参加希望者は、手続きに関する様式集及び記載要領に定めるところにより、資格審査書類を作成し、提出すること。

ア　受付期間

2021 年２月５日（金）から 2021 年５月 17 日（月）17:00 まで

イ　提出方法

参加希望者は、手続きに関する様式集及び記載要領に定めるところにより、担当窓口に対し事前に連絡した上で、持参又は郵送（書留等、配達の記録の残る方法）にて提出すること。なお、手続きに関する様式集及び記載要領のとおり、データでも提出すること。

その後、応募グループ構成員を変更する場合は、「応募グループ構成員変更申請書」を作成し、提出すること。なお、協力企業、応募アドバイザーを変更する場合も、「協力企業等変更届出書」を作成し、提出すること。

ウ　審査料の額

審査料は実費負担とするが、納付時点では、応募企業は 3,000 千円、応募グループは 3,000 千円に応募グループ構成員数を乗じた額を納めることとし、調査終了後清算を行う。なお、本公募を辞退した場合においても、審査に要した費用は応募者が負担するものとする。

エ　審査料の納付

(ｱ)　応募企業又は代表企業は、市の発行する納入通知書により、市が定める納期限までに、審査料を市に対して納付すること。

(ｲ)　応募グループ構成員の変更により、新たな応募グループ構成員が追加される場合は、応募企業又は代表企業は、市が定める納期限までに、当該構成員分の審査料を追加で市に対して納付すること。

(ｳ)　市の発行する納入通知書を使用できない特段の事情がある場合は、あらかじめ担当窓口に申し出るとともに、市が別途指定する方法により納付すること。

(ｴ)　上記により審査料を納付した者は、担当窓口に対し、当該支払いの完了を確認できる書類の写しをメールにて提出すること。

オ　審査結果の通知

(ｱ)　資格審査結果通知予定日（最終）

2021 年５月 31 日（月）

(ｲ)　市は、資格審査書類に基づき、第５－４に示す参加資格要件を充足しているかどうかの審査を行い、審査結果を通知する。

(ｳ)　「参加表明書兼資格審査書類提出書」若しくは「応募グループ構成員変更申請書」の受付日から 10 営業日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に結果が通知されなかった場合は、担当窓口まで電話で問い合わせること。なお、2021 年２月５日（金）に提出された資格審査書類については、2021 年２月 15 日（月）に審査結果を通知する予定である。

(ｴ)　適格性に関する調査の結果を受けて、参加資格を取り消す場合がある。また、市が定める納期限までに、審査料の納付がない場合も同様とする。

(4)　守秘義務対象開示資料の貸与

資格審査通過者のうち応募企業又は代表企業（以下「応募企業等」という。）であって、守秘義務対象開示資料の貸与を希望する者は、次により、申込手続きを行うこと。

ア　誓約書等の提出

手続きに関する様式集及び記載要領に定める「守秘義務対象開示資料貸与兼アクセス権申込書」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書」を作成し、担当窓口に対し、持参又は郵送（書留等、配達の記録の残る方法）にて提出すること。なお、データについても、

メールにて提出すること。

イ　受付期間

2021 年２月 15 日（月）から 2021 年５月 31 日（月）17:00 まで

ウ　貸与方法

(ｱ)　守秘義務対象開示資料については、主としてバーチャルデータルーム（以下「ＶＤＲ」という。）による貸与を予定している。

(ｲ)　市は、応募企業等から「守秘義務対象開示資料貸与兼アクセス権申込書」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書」の提出を受けた場合、提出書類に不備等がないかを確認し、速やかに、応募企業等に対しＶＤＲへのアクセス方法等を通知する。

エ　貸与資料・開示情報の管理

(ｱ)　応募企業等は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」に従い、守秘義務対象開示資料及びそれに関連して本公募に関して市から開示された情報（以下、これらを総称して「秘密情報等」という。）の秘密を保持し、本事業の提案や対話（第５－５－(6)に定める競争的対話をいう。以下同じ。）の準備及び実施以外の目的で利用してはならない。

(ｲ)　応募企業等は、秘密情報等を知る必要のある最低限度の者以外の自己の役員、従業員又は顧問弁護士等に対し、秘密情報等を開示してはならない。

オ　応募企業等以外の者への開示

(ｱ)　応募企業等が、代表企業以外の応募グループ構成員、協力企業、本事業のために融資若しくは保証を行う予定の金融機関若しくはこれらの顧問弁護士等、応募アドバイザー又は本公募において応募企業等のために業務を行う通訳者・翻訳者等のうち守秘義務対象開示資料を知る必要がある最低限度の者（それらになろうとする者を含む。以下、これらを総称して「第二次被開示者」という。ただし、協力企業又はこれらの顧問弁護士等に対しては、基本協定書（案）、実施協定書（案）、事業用定期借地権設定契約書（案）を開示することは認められない。）に対して、秘密情報等の全部又は一部を開示しようとするときは、手続きに関する様式集及び記載要領に定める「第二次被開示者の名称等届出書」に必要事項を記載し、担当窓口に対して、持参又は郵送（書留等、配達の記録の残る方法）にて提出すること。なお、データについても、メールにて提出すること。

(ｲ)　この場合において、応募企業等は、秘密情報等の第二次被開示者に対する開示に先立ち、「守秘義務の遵守に関する誓約書」と同等又はそれ以上の守秘義務その他の義務（詳細は「守秘義務の遵守に関する誓約書」を参照のこと。）の履行を第二次被開示者に書面により誓約させ、「第二次被開示者の名称等届出書」の提出時に当該書面の写しを添付して担当窓口に提出しなければならない。

(ｳ)　市は、応募企業等から「第二次被開示者の名称等届出書」の提出を受けた場合、提出書類に不備等がないか確認し、速やかに、受理通知を発行する。応募企業等は、市から受理通知が発行されるまでは、第二次被開示者に、秘密情報等を開示してはならない。

カ　守秘義務対象開示資料の破棄

守秘義務対象開示資料の貸与を受けた応募企業等及びこれらの者から守秘義務対象開示資料の全部又は一部の開示を受けた第二次被開示者は、提案審査書類を提出しないこと若しくは設置運営事業予定者として選定されなかったことが明らかとなった日以降速やかに、自己の費用と責任において守秘義務対象開示資料（その印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録、情報を加工して作成した資料を含むがこれに限らない。）を復元不能な方法で破棄・消去した上で、「守秘義務対象開示資料破棄義務の遵守に関する報告書」を作成し、担当窓口に対し、持参又は郵送（書留等、配達

の記録の残る方法）にて提出すること。なお、データについても、メールにて提出すること。

(5) 補足資料の公表等

市は、募集要項等を補足するための資料（以下「補足資料」という。）を公表又は貸与することができる。ただし、公表又は貸与は2021年４月頃までに行い、以降、新たな補足資料の公表又は貸与は行わないものとする。

(6) 競争的対話の実施

市は、資格審査通過者による提案審査書類の提出までの間に、資格審査通過者のうち希望する者と競争的対話を行う。その結果を踏まえ、必要に応じて、基本協定書（案）、実施協定書（案）、事業用定期借地権設定契約書（案）等の調整を行う場合がある。

ア　対象者

対象者は、資格審査通過者とする。ただし、協力企業及び応募アドバイザーの同席を認める。

イ　実施時期

2021年３月から４月までの間とする。（予定）

ウ　競争的対話の実施までの手順

(ｱ)　競争的対話参加申請手続き

競争的対話への参加申請手続き、参加申請期間その他詳細は、資格審査通過者に対して別途通知する。

(ｲ)　市による競争的対話実施等の通知

競争的対話の参加申請者に対して、対話実施日程及び議題（必要に応じて）をメールにて通知する。

エ　競争的対話の実施方法等

(ｱ)　競争的対話は、資格審査通過者ごとに複数回の実施を予定している。

(ｲ)　競争的対話は日本語で行う。通訳が必要な場合は、対話の参加申請者にて通訳を手配（費用負担含む。）すること。通訳を利用する場合は、可能な限り同時通訳（機器材の準備含む。）とすること。

(ｳ)　その他、対話の実施方法・進行方法等の詳細については、参加申請者に対して別途通知する。

(ｴ)　対話を実施する期間に合わせて、守秘義務対象開示資料を含む募集要項等に関する質問を受け付ける。受付期間、提出方法等については、資格審査通過者に対して別途通知する。

(7) 提案審査

提案審査参加者は、提案審査に関する様式集及び記載要領に定めるところにより、提案審査書類を作成し、提出すること。

ア　受付期間

2021年６月１日（火）から2021年６月11日（金）17:00まで

イ　提出方法

提案審査参加者は、提案審査に関する様式集及び記載要領に定めるところにより、担当窓口に対し事前に連絡した上で、持参又は郵送（書留等、配達の記録の残る方法）にて提出すること。なお、提案審査に関する様式集及び記載要領のとおり、データでも提出すること。

ウ　実施方法等

プレゼンテーションにおいては、提案書類から抽出した内容で構成されるスライドを作成し、使用すること。なお、動画を含むその他のメディアの使用は認められないが、模型を使用することは差し支えない。

(8)　審査結果の通知及び公表

市は、提案審査の結果を提案審査参加者に対して、2021 年夏頃（予定）に通知する。

また、設置運営事業予定者の決定後速やかに、設置運営事業予定者の名称、審査の結果及び評価の過程等に係る資料（公表することにより、当該民間事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるもの又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるもの等を除く。）について、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(9)　提出・問い合わせ先等

担当窓口：横浜市都市整備局ＩＲ推進課

住　　所：横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10

電　　話：045-671-4135

電子メールアドレス：tb-irrfp@city.yokohama.jp

本公募において担当部局の行う事務に関して市アドバイザーを置いており、市は、本公募において応募者から取得した情報等を必要に応じて提供する予定である。また、市アドバイザーは、必要に応じて応募者との対話に参加する。

なお、各種書類を持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の 9:00 から 17:00 までとする。

６　設置運営事業予定者選定後の手続

(1)　基本協定の締結

設置運営事業予定者は、基本協定書（案）（競争的対話に基づいて調整された場合は、当該修正案をいう。）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。設置運営事業予定者の事由により、速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施協定の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は提案審査参加者の順位に従って、あらためて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。基本協定には、基本協定上の設置運営事業予定者の義務の履行を担保するため、違約金が設定される。

なお、市は、基本協定書（案）（競争的対話に基づいて調整された場合は、当該修正案をいう。）の修正には、原則として応じないが、適切な事業の実施のために必要な最小限の修正と市が認めた場合はこの限りではない。

(2)　設置運営事業予定者の構成員の変更

設置運営事業予定者選定後の応募グループ構成員の変更は原則として認めない。ただし、別途市が定める日までに、応募グループ構成員を追加するに当たって、市と協議を行い、提案内容の確実性や魅力が向上する場合、財務的な安定性が向上する場合等、市がより良い計画となると認めた場合にはこの限りではない。提案された主要な協力企業等の変更も、これに準じて取扱うものとする。

なお、当該応募グループ構成員の追加が第５－４－(1)-オに記載の条件を満たしている必要がある。

(3)　区域整備計画の作成及び認定申請

市は、設置運営事業予定者と共同して、基本方針及び実施方針に即して区域整備計画を作成し、ＩＲ整備法第９条第５項に基づく協議会における協議、同条第６項に基づく公安委員会及び県の同意、同条第７項に基づく公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、同条第８項に基づく市議会の議決等の必要な手続を経て、同条第１項に基づき、認定の申請を国土交通大臣に対して行う。この際、設置運営事業予定者は市に最大限協力しなければならない。

(4)　ＳＰＣの設立

設置運営事業予定者は、国への実施協定の締結に関する認可申請までの間に、会社法に規定する株式会社であり、かつ、専ら本事業の遂行を目的とするＳＰＣを設立する。

なお、設置運営事業予定者が間接的なＳＰＣ株式の保有等を希望するときは、資格審査書類において、設置運営事業予定者とＳＰＣとの間の資本関係を具体的に提案することとし、参加資格審査通過後に競争的対話を通じて、市と協議した上で、市が認める形態でＳＰＣを設立することができる。

(5)　実施協定及び事業用定期借地権設定契約の締結

設置運営事業者は、ＩＲ整備法第９条第 11 項に基づく国土交通大臣による区域整備計画の認定が得られた場合には、実施協定書(案)（競争的対話に基づいて調整された場合は、当該修正案をいう。）に基づいて、速やかに、実施協定の締結について市と共同して国土交通大臣に対して、同法第 13 条第２項の認可申請を行わなければならず、当該認可が得られた場合には、速やかに、実施協定を締結しなければならない。実施協定には、実施協定上の設置運営事業者の義務の履行を担保するため、違約金が設定される。

また、土地の使用に関する契約は、事業用定期借地権設定契約書(案)（競争的対話に基づいて調整された場合は、当該修正案をいう。）に基づく契約を想定している。事業用定期借地権設定契約には、借地契約上の設置運営事業者の義務の履行を担保するため、違約金が設定される。

なお、実施協定書（案）及び事業用定期借地権設定契約書（案）（競争的対話に基づいて調整された場合は、いずれも当該修正案をいう。）の修正には、原則として応じないが、適切な事業の実施のために必要な最小限の修正と市が認めた場合はこの限りではない。

(6)　長期事業計画の作成

設置運営事業者は、別途、提案書等に即して、事業期間全体に関する長期事業計画を作成する。

7　応募に関する留意事項

(1)　応募の前提

ア　募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これを承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

イ　費用負担等

本公募における全ての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

ウ　書面主義及び使用言語

本公募に関して市に対して行う全ての意思表示は、募集要項等に特段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。

応募者に外国法人が含まれる場合、日本語と英語の併記を認めるが、その内容が異なるときは日本語の記述が優先される。また、参加資格に係る資料の付属資料として応募者から提供される印刷物については外国語のものも認められるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。

なお、対話等口頭のやり取りについては、日本語の通訳を利用する限りにおいて、日本語以外の言語を使用することも可能である。ただし、通訳を利用する場合は、可能な限り同時通訳（機器材の準備を含む。）とすること。

エ　通貨及び単位

提案書類、質問・回答、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成４年法律第 51 号）に定める単位とする。

(2)　提案書類の取扱い

提案書類の取扱いは以下のとおりとする。

ア　著作権

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する。提案書類の作成・提出に当たっては、著作権を含むいかなる第三者の権利利益も侵害してはならない。なお、本事業の公表時その他市が必要と認めるときは、市は、提案書類の全部又は一部（プレゼンテーションにおける提出資料を含む。以下本項において同じ。）を無償で使用・改変等できるものとする。

なお、提案書類は返却しない。

イ　特許権等

市は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じる責任を負わない。

ウ　提案書類の公開について

市は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例等関連規定に基づき、提案書類の全部又は一部を公開する場合がある。

なお、提案書類を公開された場合に応募者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、提案審査に関する様式集及び記載要領に定めるところにより、その旨を明らかにすること。

エ　提案内容の矛盾について

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

オ　提案内容の履行義務について

応募者が、各審査段階において市に提示した提案については、別途定める場合を除き、設置運営事業を実施することになった際に、これを履行する義務を負う。

なお、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問への回答についても同様に取り扱う。

(3)　応募者名等の公表

ア　資格審査結果通知後

市は、最初の資格審査結果通知日及び最終の資格審査結果通知日において、資格審査通過者数について公表する。

イ　提案審査書類の受付後

市は、提案審査書類の提出受付後、提案審査参加者数及び事前の承諾のあった提案審査参加者を構成する企業の名称について公表する。

ウ　設置運営事業予定者公表時

市は、設置運営事業予定者公表時、事前の承諾を得ることなく、全ての提案審査参加者を構成する企業の名称を公表する。

(4)　市の関係部署等への問い合わせ

応募者等は、本公募及び本事業に関しては、第５－５－(2)及び(6)に記載する手続きにより質問・確認を行うものとし、担当窓口以外の市の関係部署及び外郭団体に対して、個別に問い合わせ等を行ってはならない。

なお、ＩＲ区域内外の建築・基盤整備に関する内容については、関係法令等への適合性の確認、選定後の円滑な手続を目的とした応募者からの市法令関係部署及び各施設管理者（道路・公園・港湾・水道等）への質問等も、第５－５－(2)及び(6)に記載する手続きにより担当窓口において受け付ける。質問等に対する回答は、適宜の方法により開示、また必要に応じて、担当窓口、関係部署等との面談を行う。

(5)　市への寄附

応募企業及び応募グループ構成員（なろうとする者を含む。）は、本募集要項の公表の日から、設置運営事業予定者決定の日までの間、直接・間接を問わず、市に対して、寄附をしてはならない。

(6)　応募の無効

次のいずれかに該当する場合（応募後に判明した場合を含む。ただし、基本協定又は実施協定の締結後に判明した場合は、それぞれ基本協定又は実施協定の定めるところによる。）は、応募を無効とする。

ア　第５－４－(2)及び(3)に定める参加資格要件を充足しない者が応募したとき
イ　提案書類が不足しているとき又は提案審査に関する様式集及び記載要領に従い記載されていないとき
ウ　提案書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しないとき
エ　第５－４－(5)に掲げる接触規定に違反したとき
オ　応募手続において不正な行為があったとき
カ　提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
キ　提案書類に虚偽の内容が記載されているとき
ク　２通以上の提案書類を提出したとき
ケ　その他募集要項等に定める条件に違反したとき

第6 設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項

1　事業実施上の義務

設置運営事業者は、本事業の実施に当たり、以下の義務を有する。

(1)　ＩＲ関係法令等及び基本方針に則り、設置運営事業を実施する義務

(2)　関係法令等、実施方針、本募集要項、実施協定、認定区域整備計画、事業条件書及び提案書類等に従い、設置運営事業を実施する義務（なお、設置運営事業者による違反・不履行等一定の場合には、実施協定に定めるところにより、市は本事業の実施に介入することができる。）

2　資産の保有義務等

設置運営事業者は、市の事前の承諾なく、事業体制の変更（解散、合併、会社分割、事業譲渡その他組織再編行為及び定款の事業目的の変更等）を行ってはならない。

また、設置運営事業者は、本事業に関して設置運営事業者が所有する主要な資産について、譲渡、担保権の設定その他の処分を行う場合には、実施協定及び事業用定期借地権設定契約に定めるところに従い、市の事前の承諾を要する。

3　設置運営事業者の権利義務等に関する制限及び手続

(1)　実施協定上の地位等の処分

設置運営事業者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、実施協定上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びに、これらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

なお、設置運営事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために実施協定上の地位等に対して担保権を設定する場合、市は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、市と金融機関等との間で、市の合理的に満足する内容の担保実行等に関する協定書が締結されることを承諾の条件とする。

(2)　設置運営事業者の株式の譲渡等

設置運営事業者がＳＰＣ株式を新たに発行する場合及びＳＰＣ株式の保有者がその株式を譲渡又は担保提供する場合（以下、総称して「譲渡等」という。）は、認定区域整備計画等に従った設置運営事業の実施を担保し、また、市が譲渡等の相手先について把握する必要があるため、設置運営事業者及びＳＰＣ株式の保有者は、別途定める場合を除き、市と事前に協議し、書面による承諾を得なければならない。

詳細については、実施協定書（案）において示す。

4　設置運営事業者の責任の履行確保の方法

本事業の円滑かつ確実な実施の確保と長期間にわたって安定的で継続的な本事業の実施を図るため、モニタリング基本計画（第６－４－(1)-アの規定による。）及び実施協定に定めるところにより、設置運営事業者によるセルフモニタリング、市によるモニタリング、市及び設置運営事業者で構成する会議体を設置した場合は、本会議体を活用した事業実施状況の確認・共有及び改善協議、並びに外部有識者等により構成される評価委員会（第６－４－(4)の規定によ

る。）を通じた評価・答申・助言等及び協議会への報告・協議等による統制により、また、必要に応じて金融機関と連携し、本事業におけるガバナンス機能を確保する。

設置運営事業者は、カジノを含む本事業が、公益目的の実現のために、特別に認められるものであることを踏まえ、認定区域整備計画を確実に実施する必要がある。そのため、モニタリングの実施及びその結果に対する対応について、誠実に取り組むこと。なお、モニタリングの具体的な方法等については、モニタリング基本計画（案）、実施協定書（案）において示す。

(1) 設置運営事業者によるセルフモニタリング

ア　設置運営事業者は、本事業の実施に関し、本事業の確実な実施を確保するための枠組みに関する基本的な考え方を定めたモニタリング基本計画（以下「モニタリング基本計画」という。）等に基づき、セルフモニタリングを行い、その結果を適切に保存するものとする。

イ　設置運営事業者は、セルフモニタリングの方法、内容及び結果について、モニタリング基本計画等に基づき、市に対して、定期的及び市の求めに応じて随時、報告書を作成して提出するものとする。

ウ　セルフモニタリングの方法、内容及び結果のうち、モニタリング基本計画等に基づき、公表事項として定められた部分について公表するものとする。

(2) 市によるモニタリング

ア　市は、設置運営事業者が関係法令等、事業基本計画、事業計画及び実施協定等に従い適正に事業を遂行しているかを確認し、違反又は不履行が認められる場合には、業務内容に対する改善協議を行うことができるとともに、違反又は不履行に対し、是正措置要求等を行うことができる。

イ　市は、設置運営事業者による事業実施状況について違反又は不履行が認められる場合には、設置運営事業者に対して是正措置要求等を行うことができ、この場合、設置運営事業者は必要な是正措置を講じるものとする。また、是正措置要求等にもかかわらず、当該違反又は不履行が改善されない場合、市は、実施協定に定める方法により、区域認定の不更新又は区域整備計画の取消し申請、実施協定の解除等の措置をとることができる。

ウ　モニタリングの実施に当たり、市は、設置運営事業者から提出されたセルフモニタリングの結果に関する報告書を参考にするほか、必要と認める調査を行うことができるものとする。

(3) 協議会によるモニタリング

市は、必要に応じてＩＲ整備法第 37 条に定めのある認定区域整備計画の実施の状況の報告その他必要な事項について、協議会と協議するものとする。

(4) ＩＲ事業評価委員会（仮称）の設置

市は、複数の外部有識者等により構成する評価委員会（以下「ＩＲ事業評価委員会（仮称）」という。）を設置し、毎年度、本事業の実施状況及びモニタリングの実施結果等を報告し、客観的・専門的な立場からの評価・答申・助言等を得ることを予定している。

(5) 会議体の設置

市及び設置運営事業者は、必要に応じて会議体を設置し、本事業の実施状況の確認及び情報共有並びに改善協議を行うとともに、本事業に係る公民の密な連携・調整を図ることができる。

(6)　違約金

実施協定等における設置運営事業者の義務の履行を担保するため、違約金が設定される。

(7)　ＩＲ区域整備等の実施に伴う影響・効果等分析

市及び設置運営事業者は、ＩＲ区域の整備及び本事業（以下「ＩＲ区域整備等」という。）の実施に伴う影響・効果等を継続的に把握し、適切な施策・措置等の実施や事業実施過程の透明性の向上につなげ、また、ＩＲ区域整備等の長期的な取組方針等について時宜に見直し等の参考とするため、ＩＲ区域整備等によって生じた社会的・経済的な影響及び効果等について、相互に協力して、継続的に調査・分析を行い、実施協定及びモニタリング基本計画等に定めるところに従い適時公表するものとする。

５　計画及び報告

(1)　毎年度の事業計画

設置運営事業者は、実施協定に定めるところに従い、毎事業年度の開始までに、ＩＲ整備法第 16 条第１項及び第２項の規定に基づく事業計画を作成し、市に提出する。

(2)　報告

設置運営事業者は、実施協定に定めるところに従い、ＩＲ整備法第 28 条第４項及び国土交通省令の規定に基づく報告書、同条第 11 項、第 12 項及び国土交通省令の規定に基づく報告書並びに毎事業年度の事業実施状況の報告書等を作成し、市に提出する。

６　本事業におけるリスク及びその分担の在り方

本事業におけるリスクは、実施協定等に特段の定めのない限り、原則として設置運営事業者が負うものとする。以下、例外的に認定区域整備計画の見直しや設置運営事業者の実施協定上の義務の履行を免責することがある場合等を例示する。

なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については、以下に記載する内容を基本とし、詳細は実施協定書（案）において示す。

(1)　不可抗力

ア　市及び設置運営事業者のいずれの責めにも帰さない異常気象、自然災害、内戦又は敵対行為、疫病等の事象であって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等、実施協定に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）により、本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、設置運営事業者は直ちに市に通知する。

イ　設置運営事業者は、自らの費用及び責任において本事業を復旧及び継続するものとし、市は、かかる復旧及び継続が図られるよう協力する。

ウ　不可抗力によって本事業の前提となる環境に重大な変化が生じていると認められるときは、市と設置運営事業者は協議の上、必要な範囲で認定区域整備計画の見直しや設置運営事業者の実施協定上の義務の履行の免責を行うことができる。

(2)　法令等変更

ア　法令等の制定又は変更等により本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、設置運営事業者は直ちに市に通知する。

イ　設置運営事業者は、自らの費用及び責任において本事業を継続するものとし、市は、事業継続が図られるよう協力する。

ただし、事業期間中に、本事業にのみ適用される等、設置運営事業に特別に影響等を及ぼす市による条例等の制定又は変更（以下「特定条例変更等」という。）が行われ、設置運営事業者に損害等が生じた場合、市と設置運営事業者は、特定条例変更等による当該損害等に係る負担について協議するものとする。

ウ　法令等の変更によって本事業の前提となる環境に重大な変化が生じていると認められるときは、市と設置運営事業者は協議の上、必要な範囲で認定区域整備計画の見直しや設置運営事業者の実施協定上の義務の履行の免責を行うことができる。

7　本事業の継続が困難となった場合の措置

(1)　実施協定の解除

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、市又は設置運営事業者は、実施協定に定めるところに従い、実施協定を解除することができる。解除に当たり、市は、必要に応じて国土交通大臣への区域整備計画の認定の取消申請等必要な手続を行う。

また、市は、実施協定を解除する場合、事前にＩＲ事業評価委員会（仮称）に解除事由の存否等について諮問することを予定している。

なお、個別の継続困難事由に係る措置（損害の具体的な分担等を含む。）は、以下に記載する内容を基本とし、詳細は実施協定書（案）において示す。

(2)　設置運営事業者の事由による解除

ア　解除事由

設置運営事業者が実施協定上の義務に違反する等実施協定に定める一定の事由が生じたときは、市は、実施協定に定めるところに従い、実施協定を解除することができる。

イ　解除の効果

設置運営事業者は、実施協定に定めるところに従い、違約金を市に対し支払う。また、解除に起因して市に実際に生じた損害の額が違約金の額を超えるときは、設置運営事業者は、実施協定に定めるところに従い、当該損害のうち違約金を超える額を、市に対して支払う。

(3)　市の事由による解除

ア　解除事由

設置運営事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が実施協定上の重大な義務を履行せず、これにより、設置運営事業者による本事業の実施に著しい支障を及ぼす等実施協定に定める一定の事由が生じたときは、実施協定に定めるところに従い、実施協定を解除することができる。

イ　解除の効果

市は、実施協定に定めるところに従い、解除に起因して設置運営事業者が現実に被った通常生ずべき損害（逸失利益は除く。）について設置運営事業者に対して賠償する。

(4)　不可抗力による解除

ア　解除事由

不可抗力を原因として、本事業の実施が困難となった場合等として実施協定に定める一定の要件を満たした場合、実施協定に定めるところに従い、市又は設置運営事業者は実施協定を解除することができる。

イ　解除の効果

解除に起因して市及び設置運営事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(5)　特定法令変更等による解除

ア　解除事由

本事業にのみ適用される等、設置運営事業に特別に影響等を及ぼす法令等の制定又は変更（以下「特定法令変更等」という。）が行われ、本事業の実施が困難となった場合等として実施協定に定める一定の要件を満たした場合、実施協定に定めるところに従い、市又は設置運営事業者は実施協定を解除することができる。

イ　解除の効果

解除に起因して市及び設置運営事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。ただし、解除が特定条例変更等に起因するものであった場合、市と設置運営事業者は、解除に起因して設置運営事業者に生じた損害に係る負担について協議するものとする。

(6)　区域整備計画の認定更新不申請等による解除

ア　解除事由

市が、ＩＲ整備法第 10 条第３項に定める区域整備計画の認定更新申請を行わず、又は同法第 35 条第１項第２号に定める区域整備計画の認定取消申請を行い、区域整備計画が失効した場合、実施協定に定めるところに従い、市又は設置運営事業者は、実施協定を解除することができる。

イ　区域整備計画の認定更新申請等に当たっての基本的な考え方

本事業は長期の事業期間を前提とすることが必須であることを鑑み、第１−８に定める事業期間にわたって、設置運営事業が継続されることを基本的な考え方とする。

ウ　手続

ＩＲ事業評価委員会（仮称）を設置した場合には、市は、区域整備計画の認定更新申請又は認定取消申請を行うか否かを判断するに際しては、事前にＩＲ事業評価委員会（仮称）に以下の(ｱ)から(ｳ)の事由の存否等について諮問を行うことを予定している。

また、市は、以下の(ｱ)から(ｳ)の事由がないにもかかわらず、区域整備計画の認定更新申請を行わない場合、又は、区域整備計画の認定取消申請を行う場合、地域経済への影響を鑑み、その５年前に設置運営事業者に対しその旨を通知するものとする。

本手続に関する詳細については、実施協定書（案）において示す。

(ｱ)　設置運営事業者による実施協定の違反又は実施協定上の義務の不履行が修復不可能なことが明らかな場合

(ｲ)　モニタリング基本計画に定める違反又は不履行に該当する事象が生じ、市が設置運営事業者に対して是正命令を行ったにもかかわらず、当該違反又は不履行が改善されなかった場合

(ｳ)　その他実施協定に定める解除事由等（市の事由による解除を除く。）に該当する場合

エ　解除の効果

解除した場合の取扱いは次のとおりとする。ただし、ウ(ｱ)から(ｳ) の事由により、市が区域整備計画の認定更新申請を行わず、又は区域整備計画の認定取消申請を行う場合、以下の(ｱ)から(ｴ)の記載は適用されず、実施協定に定めるところに従い、帰責事由の所在に応じて処理するものとする。

(ｱ)　設置運営事業者による非カジノ事業の継続

設置運営事業者が、本事業からカジノ事業のみを除外した事業（以下「非カジノ事業」という。）の継続を希望する場合、市はこれを認める。

(ｲ)　協議

市は、設置運営事業者が所有する固定資産の活用を前提に、資産の取扱いについて設置運営事業者と協議する。

(ｳ)　損失補償

市は、実施協定に定めるところに従い、解除に起因して設置運営事業者が現実に被った通常生ずべき損害（逸失利益を除く。）について設置運営事業者に対して補償する。

(ｴ)　その他

(ｱ)～(ｳ)に定めるもののほか、解除に起因して市及び設置運営事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

８　事業期間終了時の取扱い

(1)　事業期間終了時の考え方

市は、事業期間が終了する場合には、設置運営事業の継続が、市や周辺地域、ひいては日本の持続的な経済成長へ寄与しているか、市民の豊かで安全・安心な生活基盤を支持しているか、ＩＲに期待されている効果が十分発揮されているか、また、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が適切に実施されているか等の観点から、事業承継又は再公募等による設置運営事業の継続を検討するものとし、設置運営事業者は、事業承継又は再公募等による設置運営事業の継続やその他の事業の実施に向けての円滑な引継ぎに協力する。

なお、事業期間の満了に当たっての事業期間の延長については、第１－８－(3)に記載したとおりとする。

(2)　設置運営事業者が所有する資産の取扱い

ア　原則的な考え方

事業期間が終了する場合、設置運営事業の継続の有無にかかわらず、設置運営事業者が所有する固定資産については、施設の耐用年数等を勘案し、有効活用（事業承継又は再公募等による設置運営事業の継続や他の事業での活用等）が可能な場合は、これが図られるよう努力するものとし、有効活用に向け、市及び設置運営事業者において誠実に協議するものとする。

市と設置運営事業者との協議等にもかかわらず、設置運営事業者が所有する固定資産の有効活用を行うことが困難な場合は、設置運営事業者は既存施設（市が残置を認めたものを除く。）を解体・撤去し、事業用地を原状回復のうえ市に返還する。

イ　個別の事由における取扱い

事業の終了事由によっては異なる取扱いとなる。個別の事業期間終了時の取扱いは、以下に記載する内容を基本とし、詳細は実施協定書（案）において示す。

(ｱ)　設置運営事業者の事由による解除の場合

設置運営事業者は既存施設（市が残置を認めたものを除く。）を解体・撤去し、事業用地を原状回復のうえ市に返還するものとする。ただし、市が有効活用（再公募等による設置運営事業の継続や他の事業での活用等）が可能と判断した場合、これが図られるよう、市及び設置運営事業者において協議するものとする。

(ｲ)　区域整備計画の認定更新不申請等による解除の場合

第６－７－(6)－ウ(ｱ)～(ｳ)の事由がないにもかかわらず、市が区域整備計画の認定の

更新申請をせず、又は、区域認定の取消申請をすることにより解除となった場合については、第６－７－(6)-エに記載の取扱いとなる。

(ｳ)　事業期間が延長され、延長された事業期間が満了した場合

設置運営事業者は既存施設（市が残置を認めたものを除く。）を解体・撤去し、事業用地を原状回復のうえ市に返還することを想定している。ただし、事業条件の詳細については、事業期間を延長する際に協議の上決定するものとする。

９　金融機関又は融資団と市との協議

市は、長期間にわたって安定的で継続的な本事業の実施のために、必要と認めた場合には、融資金融機関による設置運営事業者の資産に対する担保権の設定及び融資金融機関の担保実行による株主の交代その他一定の事項について、設置運営事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

10　ＩＲ区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等

(1)　市等が実施する施策及び措置

ＩＲ区域の周辺地域において、適切な開発及び整備並びに交通環境の改善等が進められるよう実施する施策及び措置等は以下のとおりである。

ア　周辺地域の開発及び整備

横浜を代表する観光名所である山下ふ頭の周辺地域では、地域固有の街並みや景観等の魅力を維持・向上するため、図表８に示す地区計画、建築協定等を定め、地域と行政が協働してまちづくりに取り組んできている。また、「山下ふ頭周辺地区」は、「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」における市の都心臨海部の５地区のうちの１つである（図表９）。５地区が一体となったまちづくりを進め、都心臨海部全体の魅力を向上させるため、これまで築き上げられてきた既存の街の魅力や資源と横浜ＩＲが一体となるよう連携・融合を図っていく。

そのため、山下ふ頭の周辺地域においては、ＩＲによる賑わいや集客等の波及効果を効果的に受け止め、さらなる発展に繋げるとともに、治安維持を含む安全・安心対策の取組について検討を進める。

【図表８：周辺地域の地区計画、建築協定等（横浜市都市計画マスタープラン中区プラン「中区まちづくり方針」より引用）】

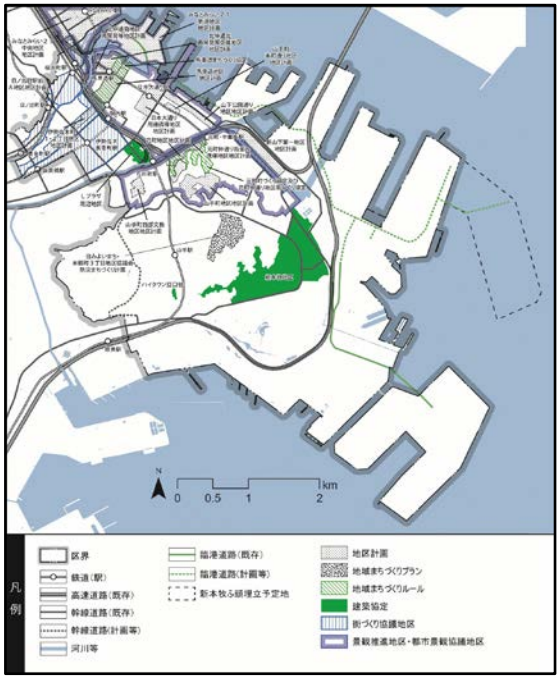

【図表９：都心臨海部の機能配置とみなと交流軸・結節点の配置イメージ（横浜市都心臨海部再生マスタープランより引用）】

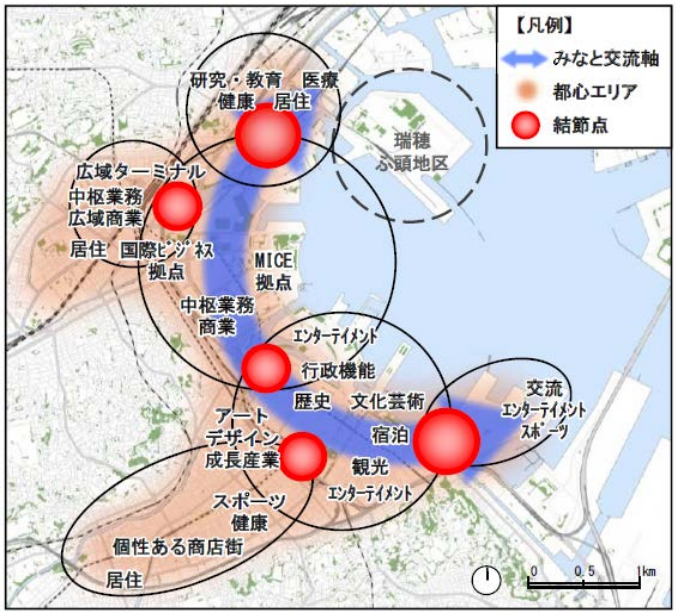

イ　交通環境の改善

山下ふ頭への来訪者増加等に対応するため、市は以下の施設整備等を行う予定である。詳細については、事業条件書において示す。

(ｱ)　自動車交通対策に関する整備

・周辺の渋滞対策に資するＩＲ区域へのスムーズな自動車アクセス施設の整備

・山下ふ頭の周辺地域において、対策が必要となる道路の改良

(ｲ)　歩行者交通対策に関する整備

・最寄駅からの歩行者アクセス施設の整備

(ｳ)　臨港幹線道路の整備

・横浜港港湾計画に位置付けられている臨港幹線道路（本牧ふ頭～山下ふ頭～新港ふ頭）について、早期整備に向け、関係機関と協議等を実施している。

ウ　上水の供給及び下水の受入

市は、ＩＲ区域における上水の供給及び下水の受入について、必要な措置を講じる。詳細については、事業条件書において示す。

(2)　公安委員会が実施する施策及び措置

公安委員会が実施する施策及び措置は以下のとおりである。

ア　交通の安全と円滑の確保、道路の交通に起因する障害の防止

イ　交通安全教育活動の推進

ウ　ＩＲ区域内及びその周辺の交通安全施設等の整備

(3)　安全管理施設の整備

ＩＲ区域内及び周辺地域の安全・安心の確保のために、市、公安委員会等は、次に掲げる消防施設及び警察施設をＩＲ予定区域内に整備する。なお、整備用地はＩＲ区域から除外することを想定している。整備に係る用地の考え方等については、事業条件書において示す。

ア　消防施設

都心臨海部の賑わい創出や港としての機能拡大に対応するための消防施設の整備

イ　警察施設

ＩＲ区域内及びその周辺における各種警察活動を行うための施設の整備

(4)　都心臨海部のまちづくりへの協力

本事業の実施に当たり、設置運営事業者は市及び関係者等と密な連携・調整を図るとともに、誠実に協力すること。詳細については、事業条件書において示す。

11　地域における合意形成

(1)　基本的な考え方

ＩＲ区域の整備の推進に当たっては、ＩＲ区域を整備することの意義や、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除について、地域における幅広い関係者の理解と協力を得ることにより、地域における十分な合意形成がなされなければならない。地域において良好な関係の構築は、長期間にわたって安定的で継続的な本事業の実施に不可欠な前提条件である。

また、ＩＲ整備法において、市は、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが求められている。

そのため、市は本事業に関連する市民への説明会やシンポジウムの開催、広報よこはま、パンフレット、ホームページ等の媒体を積極的に活用し、あらゆる機会を捉え、多くの市民の理解促進のため、積極的かつ丁寧に情報を提供していく。

また、設置運営事業予定者及び設置運営事業者は、長期間にわたって安定的で継続的に本事業を実施できるよう、市と密な連携・調整のもと、地域において良好な関係の構築に取り組むとともに、市が実施する地域の合意形成の取組に積極的に協力するものとする。

(2)　協議会

市は、ＩＲ整備法に基づき組織した協議会において、実施方針の策定及び変更、設置運営事業予定者の選定、区域整備計画の作成及び認定区域整備計画の変更並びに認定区域整備計画の実施の状況の報告等について協議する。

(3)　公安委員会・県

市は、実施方針の策定及び変更、区域整備計画の作成及び認定区域整備計画の変更に当たり、ＩＲ整備法に基づき、公安委員会が実施する施策及び措置に係る事項については公安委員会、県が実施する施策及び措置に係る事項については県から、あらかじめ同意を得るものとする。

(4)　公聴会等

市は、区域整備計画の作成及び認定区域整備計画の変更に当たり、ＩＲ整備法に基づき、公聴会その他の住民の意見を反映するために必要な措置を行う。

(5)　市議会

市は、区域整備計画の認定申請及び認定区域整備計画の変更申請に当たり、ＩＲ整備法に基づき、市議会の議決を経なければならない。

第7 カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項

1　カジノ事業の収益を活用した滞在型観光を実現するための施策・措置

「横浜ＩＲ」は、観光先進国の実現に向けた日本型ＩＲの整備の意義を十分に踏まえ、横浜において世界最高水準のＩＲを、都心臨海部と一体的に整備・融合し、観光・経済にイノベーション（革新）をもたらすことで、横浜を「世界から選ばれるデスティネーション（目的地）」へ導き、“魅力ある都市横浜のさらなる飛躍”と“将来にわたる横浜市民の豊かな暮らし”を確かなものとする。さらに、日本各地の魅力や文化を世界に発信し、日本のゲートウェイ（玄関口）として、来訪客を横浜市内、神奈川県内はもとより、日本各地の魅力ある観光地に送客する。もって、我が国の観光・経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目標としている。

そこで、市では、ＩＲ実現による効果を高めるとともに、ＩＲと周辺地域との相乗効果を最大限発揮させるため、観光振興や地域経済の活性化に向けた取組を行う。

市は、設置運営事業者が、この目標の確実な実現に向けて、市とともに観光ＭＩＣＥ推進体制の中心的役割を果たし、関係団体や民間事業者等と密接に連携して取り組むことを求める。

ア　世界から選ばれるデスティネーション《目的地》へ

世界各国からの幅広い客層が楽しめ、何度でもリピーターとして訪れたくなる世界最高水準のＩＲを横浜都心臨海部に一体的に整備し、融合させることで、横浜の観光・経済にイノベーション（革新）をもたらし、横浜を 21 世紀の日本における新たな開港の地として世界各国の人々を迎え入れ、もてなす、「世界から選ばれるデスティネーション（目的地）」へと導く。

そこで、市は、県や地域、関係団体、観光施設等と連携し、ＩＲ区域を含めた地域の観光の魅力を海外においてプロモーションするとともに、訪日外国人旅行者が快適に過ごせる滞在環境の充実や滞在の長期化に向けた取組を行う。設置運営事業者に対しては、この取組への協力を求める。

《取組例》

(ｱ)　市、関係団体等で構成する観光推進体制の構築

(ｲ)　誘客ターゲットのニーズを踏まえた海外におけるプロモーションやセールス

(ｳ)　訪日外国人旅行者が安心かつ快適に過ごせる受入環境の整備
（多言語対応、Wi-Fi・キャッシュレス環境、利便性の高い交通環境の整備等）

(ｴ)　国内外からの集客や市内宿泊につながる観光資源の発掘・磨き上げ
（ナイトタイムコンテンツやウェルネスツーリズム、和・文化芸術を生かした観光資源の充実等）

(ｵ)　イベント等の実施による魅力創出や賑わいづくり
（国際的な文化芸術イベントや大規模スポーツイベントの開催等）

イ　アジアを代表するＭＩＣＥ都市横浜の実現

世界水準のＩＲのＭＩＣＥ施設とパシフィコ横浜等の既存施設などとのコラボレーションにより、オール横浜での観光ＭＩＣＥ推進体制を構築し、アジアを代表するＭＩＣＥ都市横浜を実現する。

そこで、市は、横浜ＩＲにおける国際的な会議や世界規模の展示会・見本市、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議・企業が行う報奨及び研修旅行等の誘致に向けて取り組むとともに、ＭＩＣＥ開催を契機とする市内経済の活性化に向けた取組を行う。設置運営事業者に対しては、この取組への協力を求める。

《取組例》

(ｱ)　市、ＹＣＶＢ、パシフィコ横浜、関係団体等で構成するＭＩＣＥ推進体制の構築

(ｲ)　ＭＩＣＥ誘致に向けたマーケティングやプロモーション

(ｳ)　魅力的なユニークベニューの開発や周辺の資源を生かしたツアーの企画等によるアフターコンベンションの充実

(ｴ)　市内企業のビジネスチャンス拡大や投資の呼び込みに向けたビジネスマッチング等、ＭＩＣＥ開催を契機とした企業間の交流・連携によって新産業を生み出すなどレガシー効果の創出

ウ　日本のゲートウェイ《玄関口》へ

世界と国内各地をつなぐ交流のハブとして、「横浜ＩＲ」が日本のゲートウェイ（玄関口）となるため、「横浜ＩＲ」から日本の伝統文化や豊かな自然等、各地の観光の魅力について、最先端のテクノロジー（技術）等を用いてショーケースとして紹介・発信するとともに、各地の魅力的な観光資源を繋げ、日本の魅力の再発見につながるような我が国の新たなゴールデンルートを構築する。

そこで、市は、県や地域、関係団体、観光施設などと連携し、訪日外国人旅行者をはじめ多くの観光客を、横浜市内・神奈川県内への周遊や日本各地へ送客するための取組を行う。設置運営事業者に対しては、この取組への協力を求める。

《取組例》

(ｱ)　日本各地の観光地（自治体、ＤＭＯ等）との連携・協力関係の構築

(ｲ)　日本各地の魅力的な観光資源を繋いだ広域観光ルートの構築

(ｳ)　ツアーをはじめとする旅行商品の造成・販売

２　設置運営事業者におけるカジノ事業の収益のＩＲ施設の整備・設置運営事業の事業内容の向上・市が実施する施策への協力等への活用の在り方

(1)　基本的な考え方

ア　ＩＲ整備法第 15 条第３項では、ＩＲ施設の整備、設置運営事業の事業内容の向上、市が実施する認定区域整備計画に関する施策へのカジノ事業の収益の活用（以下「再投資・地域貢献」という。）について、定められている。

イ　当該規定の趣旨は、カジノ事業がＩＲ区域の整備の推進のために特別に認められるものであることに鑑み、本事業に求められる公益性を達成するためには、カジノ事業の収益を十分に活用して、ＩＲ区域において必要となる新たな施設の整備や既存の施設の更新を行い、また、市等が行う認定区域整備計画に関する施策へ協力することにより、ＩＲ区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくことが求められることを踏まえたものである。設置運営事業者は、これらの趣旨を踏まえ、必要な再投資・地域貢献を行うものとする。

ウ　設置運営事業者におけるカジノ事業の収益の活用については、実施協定書（案）に基づき、応募者が提案した内容を踏まえて、実施協定等に設置運営事業者の実施義務を定めるものとする。ただし、当初想定しえない社会経済情勢の変化等、やむを得ない事由により当初提案された内容の実施が困難な場合は、協議するものとする。

エ　設置運営事業者は、カジノ事業から得られる収益について、カジノ事業がＩＲ区域整備の推進のため特別に認められるものであることに鑑み、ＩＲ整備法第 37 条第１項の規定による国土交通大臣の評価の結果に基づき、再投資・地域貢献に充てるよう努めなければならない。

オ　設置運営事業者は、設置運営事業者の投資余力と比べて十分な再投資・地域貢献を行うことに努めるものとする。

カ　上記ウで定められた実施義務については、認定区域整備計画の更新等の際、稼働状況・営業状況等を踏まえ、水準等を見直すものとする。

(2)　再投資・地域貢献の例示

設置運営事業者に求められるカジノ事業の収益を活用した再投資・地域貢献について以下のとおり例示する。

ア　ＩＲ施設の整備を行うための資本的支出
イ　ＩＲ施設において提供されるコンテンツの更新又は追加を行うための支出
ウ　上記ア、イに関連する人件費や広告宣伝費等の支出
エ　自らカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のための措置を強化
オ　市が行う認定区域整備計画に関する施策、例えば、ＩＲ区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他のＩＲ区域の整備に伴い必要となる関連する施策や、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策へ協力するために、その費用の一部を分担

(3)　再投資・地域貢献を目的とする積立金

設置運営事業者による再投資・地域貢献の支出は必ずしも毎年度一定の水準で行われるとは限らず、数年に一度の間隔で計画的に行うことも考えられることから、カジノ事業の収益の一部を、翌年度以降におけるこうした支出に充てることを目的とする積立金として積み立てておくことも認められる。

(4)　区域整備計画への再投資・地域貢献の記載

設置運営事業者は、区域整備計画を作成する際に、カジノ事業の収益をＩＲ施設の整備その他本事業の事業内容の向上や、市が行う区域整備計画に関する施策への協力に充てることについての計画を記載することが求められる。

(5)　設置運営事業者の再投資・地域貢献に係る説明責任

設置運営事業者は、国土交通大臣による認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価を受ける際に、当該年度におけるカジノ事業の収益を、あらかじめ区域整備計画に記載した方針や、当該評価の結果を踏まえて、カジノ事業の収益をＩＲ施設の整備その他本事業の事業内容の向上や市が行う認定区域整備計画に関する施策への協力について、具体的に説明責任を果たすことが求められる。

(6)　適正な水準の配当等の利益処分

本事業は民間事業者が行うものであることを踏まえ、民間の活力を生かした魅力的なＩＲ区域の整備を可能にするため、設置運営事業者においては、適正な水準の配当等の利益配分を行うことが認められる。

(7)　市における実施状況の評価

市は、設置運営事業者の再投資・地域貢献の実施状況について、毎年及び随時にその実績の報告を求めることができる。市はその報告を受け、実施状況について評価を行う。

(8)　国土交通大臣によるカジノ事業の収益を活用した再投資・地域貢献の実施状況の評価

カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かしたＩＲ区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与し、並びに財政の改善に資するためには、経済社会情勢の変化を踏まえ、認定区域整備計画の実施の状況について定期的に確認し、見直しを行っていくことが必要である。このため、ＩＲ整備法第 37 条第１項の規定に基づき、国土交通大臣は、毎年度、認定区域整備計画の実施の状況について評価を行うこととされている。

認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価に当たっては、認定区域整備計画に基づく取組の状況及び目標の達成状況について評価が行われる。特に、カジノ事業の収益の活用については、以下の観点から、市及び設置運営事業者による国内外のＩＲの状況や類似の国内企業の状況との比較等に基づく説明等を踏まえた上で、評価がなされることに留意すること。

ア　本事業の公益性の確保に当たって必要な再投資・地域貢献が行われているかどうか

イ　設置運営事業者の投資余力と比べて十分な再投資・地域貢献が行われているかどうか

(9)　市及び国土交通大臣による評価の結果への対応

設置運営事業者は、上記(7)の市の評価の結果及び上記(8)の国土交通大臣の評価の結果を、事業基本計画及び事業計画に適時に反映させる等、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映すること。

３　認定都道府県等納付金・認定都道府県等入場料納入金

(1)　基本的な考え方

ア　認定都道府県等納付金

ＩＲ整備法及び基本方針では、認定都道府県等納付金の額に相当する金額を、以下の施策に必要な経費に充てるものとされている。

(ｱ)　観光の振興に関する施策（ＩＲ区域の整備の推進のための施策を含む。）
(ｲ)　地域経済の振興に関する施策
(ｳ)　その他のＩＲ整備法第１条の目的及び第４条の関係地方公共団体の責務を達成するための施策（財政の改善、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を含む。）
(ｴ)　社会福祉の増進に関する施策
(ｵ)　文化芸術の振興に関する施策

イ　認定都道府県等入場料納入金

基本方針では、認定都道府県等入場料納入金は、以下の施策及び措置にも充てられることが望ましいとされている。

(ｱ)　ＩＲ区域の整備の推進のための施策及び措置
(ｲ)　カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置

(2)　市の考え方

市では、認定都道府県等納付金及び認定都道府県等入場料納入金について、ＩＲ整備法及び基本方針に基づき、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現のため、都心臨海部の観光資源の磨き上げや新たな創造、交通環境の整備などや、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策に活用する。

加えて、将来見込まれている税収減や収支不足を補うとともに、福祉、子育て、医療、教育、公共施設の更新など、豊かで安全・安心な市民生活をより確かなものにするための財源に重きを置いて活用する。

第８ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

１　基本的な考え方

横浜ＩＲの実現に当たって、市は、国が定めた「世界最高水準の規制」と言われるＩＲ整備法に基づいた様々な懸念事項への取組を着実に推進する。

ＩＲ整備法においては、国及び関係地方公共団体の責務として、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置を講ずることが、位置付けられている。これらを踏まえ、市、国、県、公安委員会・県警、設置運営事業者、関係団体等、あらゆる関係者が強固に連携・協力し、ＩＲ関係法令その他関連法令等に基づき確実に各々の役割を果たす必要がある。

また、カジノに起因する治安や依存症等に対する市民の懸念や不安があることを十分踏まえ、誰もが安心して横浜ＩＲを訪れられるように、先進事例に学ぶとともに、横浜の実情を踏まえ、最適な対応策を検討・実施し、「安全・安心対策の横浜モデル」を関係者が一体となって構築する。

設置運営事業者は、自らの創意工夫とノウハウを最大限に生かして、市等が行う施策に協力すること。

２　ギャンブル等依存症対策

ギャンブル等依存症については、ＩＲ整備法、ギャンブル等依存症対策基本法や神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）などの関係法令等に基づくとともに、横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）等を踏まえ、アルコールや薬物等他の依存症を含め総合的に依存症対策に取り組む。

(1)　依存症への総合的な取組

ギャンブル等依存症の対策を推進するうえでは、アルコールや薬物等の依存症への対策を含め、関係機関・団体とも連携しながら、総合的に取組を進める。また、ゲーム障害、ネット依存等新たな依存についても、普及啓発等を進める。

さらに、特に医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面とともに、研究面、人材面でも大きな役割を果たすように協議を進める。

ア　医療従事者等に対する支援や、横浜市立大学との連携体制構築の推進
イ　依存症者等への相談支援、生活困窮等の相談窓口と依存症相談窓口との連携や、支援業務従事者に対する研修の実施
ウ　様々な広報手段を活用し、啓発週間等の機会を捉えた市民に対する積極的な啓発活動の実施
エ　行政・関係機関・民間団体等との連携体制の構築、本市の依存症対策の取組指針となる地域支援計画（仮称）の策定や、民間団体への活動支援

(2)　予防教育の実施

高校の保健体育における依存症教育の実施や、ゲーム障害、ネット依存等新たな依存を含めた子ども、青少年等に対する予防の普及啓発の実施。

(3)　事業者や研究・専門機関との研究

国の研究結果等の分析・活用、事業者や専門機関等との研究による効果的な依存症対策の検討、研究面でも大きな役割を果たしてもらうための横浜市立大学との協議。

(4)　調査による実態把握

定期的な依存症の実態調査の実施、依存症者支援に関する調査及び関連調査の活用、「エビデンスに基づく政策形成（ＥＢＰＭ）」の手法を活用することによる事業の強化・改善。

※　県は、令和２年度中に「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」を策定し、市と連携して予防教育・普及啓発、相談支援、医療提供体制の整備、回復支援のために必要な施策を実施。

３　犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持

ＩＲ区域及びその周辺地域における商業施設、繁華街、住宅、学校等の立地状況を踏まえるとともに、国内外からの来訪者が数多くいることを鑑み、各関係者と適切に連携し、防犯体制の強化、犯罪発生時はもとより平時からの情報共有及び連絡体制の確保、防犯訓練における協力体制の確保、暴力団等の排除のための連絡体制の確保、性風俗関連特殊営業の規制等に取り組み、犯罪の発生の予防、秩序の維持、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持に万全を尽くす。

(1)　市が実施する犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置

ア　公安委員会・県警、設置運営事業者、県、国、周辺地域との情報共有及び連絡体制の確保
イ　設置運営事業者に対する防犯・警備体制等の指示
ウ　ＩＲ周辺地域における防犯カメラの設置等防犯体制の強化
エ　ＩＲ周辺地域における巡回活動の強化

(2)　公安委員会が実施する犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置

ア　県、市、設置運営事業者、周辺地域との情報共有及び連絡体制の確保
イ　適切な防犯環境の整備に関する対策の推進
ウ　自主警備に関する助言及び指導
エ　発生した犯罪に対する迅速かつ的確な対応
オ　ＩＲ区域及びその周辺地域における地域警察活動の推進
カ　設置運営事業者へのサイバーセキュリティに関する助言及び指導
キ　清浄な風俗環境保持のための対策の推進
ク　暴力団等反社会的勢力に対する取締り及び排除対策の推進
ケ　マネー・ローンダリング対策等の推進
コ　設置運営事業者への各種警備対策に関する助言及び指導
サ　官民一体となったテロ対策の実施

４　青少年の健全育成

ＩＲ区域及びその周辺地域における商業施設、繁華街、住宅、学校等の立地状況を踏まえつつ、周辺地域の学生や住民向けの依存防止に係る啓発活動、ＩＲ区域や周辺商業施設における青少年の保護育成等に適切に取り組み、青少年の健全育成に万全を尽くす。

(1)　市が実施する青少年の健全育成のための施策及び措置

ア　令和４年度から始まる、市立高校の保健体育におけるギャンブル等依存症を含む依存症教育の準備及び適切な実施
イ　教員等へ依存症の知識の普及啓発
ウ　ゲーム障害・ネット依存等の新たな依存を含め、子ども・青少年に対する依存症の予防に資する普及啓発
エ　青少年の育成に携わる大人に、依存症の予防に資する知識の提供
オ　ＩＲ周辺地域における巡回活動の強化

(2)　公安委員会が実施する青少年の健全育成のための施策及び措置

青少年の健全な成長を阻害する行為から青少年を保護するための対策の推進

第９ その他事業の実施に関し必要な事項

１　本事業における廉潔性の確保

日本型ＩＲは、厳格な世界最高水準のカジノ規制を前提として、日本を「観光先進国」へと引き上げるという公益の実現が求められている。そのため、「公益」を具体化する設置運営事業者や市職員等の関係者は、その前提として、「例外的特権」と表裏一体の高度な規範・責任を自覚し、高い廉潔性を確保することが不可欠である。

市は、本事業において公正性及び透明性の確保を徹底するため、本事業に関係する職員が遵守する「ＩＲ（統合型リゾート）に関する事業者対応の取扱い」を定め、廉潔性を確保している。設置運営事業予定者の公募及び選定に際しては、さらに接触規定を設け、本事業の廉潔性を確保する。

２　本公募の取消し

市は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、設置運営事業予定者を選定せず、本公募を取り消すことがある。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

３　情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

市のホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/RFP.html